

ひきこもり支援施策について

【行政説明基本資料】 【支援のヒントは別冊】

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 ひきこもり支援の歴史と定義・推計数
- 2 ひきこもり支援施策の現在地
- 3 ひきこもり地域支援センター、ステーション
サポート事業等について
- 4 自治体をお願いしていること（市町村P F）
- 5 ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援のヒント
- 6 生活困窮者自立支援制度の取組
- 7 地域共生社会への取組
- 8 【参考】ひきこもり支援事例

自治体の取組例（抜粋）

ひきこもり支援の歴史・定義と推計数



ひきこもり支援の歴史

時期	主な取組や出来事など
1970年代 以前	1960年(S35) 日本児童精神医学会（現日本児童青年精神医学会）設立 「学校恐怖症」「登校拒否」についての研究が進む、中学生の不登校の増加 1965年(S40) 国立国府台病院児童精神科内に院内学級設立
1980年代	1985年(S60) 東京シューレ（日本初のフリースクール）開設
1990年代	1990年(H2) 内閣府『青少年白書』で「若者の非社会的問題行動の一つとして「ひきこもり」が掲載」 1991年(H3) 「引きこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」開始（メンタルフレンド） 1998年(H10) 『社会的ひきこもり』（齋藤環著）発刊 →以降、「ひきこもり」という言葉が一般的に 1999年(H12) KHJ全国ひきこもり家族会連合会発足
2000年代	2001年(H13) 『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域保健活動のガイドライン（暫定版）』策定 2003年(H15) 『ガイドライン（最終版）』発表 内閣府「青少年育成施策大綱」発表 「若者自立・挑戦プラン」 2004年(H16) ニートが流行語大賞にノミネート 2005年(H17) 「若者自立塾創出推進事業」→2009年(H21)事業仕分けにて廃止 2006年(H18) 「地域若者サポートステーション設置」 2009年(H21) ひきこもり地域支援センターを都道府県・政令指定都市へ整備開始
2010年代 以降	2010年(H22) 子ども若者育成支援推進法施行 内閣府「若者の意識に関する調査（実態調査）」推計 69.6万人と発表（15歳～39歳） 厚労省『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』発表 2015年(H27) 生活困窮者自立支援法施行 2016年(H28) 内閣府 実態調査において、推計54.1万人を発表（15歳～39歳） 2018年(H30) 生活困窮者自立支援法改正→基本理念規定の創設、定義規定の見直し 厚労省 「ひきこもりサポート事業」開始 内閣府 実態調査において、推計61.3万人を発表（40歳～64歳） 2020年(R2) 厚労省 市町村プラットフォーム設置要請（地域福祉課長通知） 2021年(R3) 厚労省「重層的支援体制整備事業」開始（R2の社会福祉法改正によりR3施行） 2022年(R4) 厚労省 ひきこもり支援推進事業拡充→ひきこもり地域支援センター等の設置を市町村へ拡充 2023年(R5) 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査結果 推計146万人を発表（50人に一人）

ひきこもり支援の考え方（定義など）

ガイドラインにおける定義

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）による定義

（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

様々な要因の結果として

社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す**現象概念**
（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

ひきこもりは現象や状態像であって、その人そのものではない

例えば、○○で「ひきこもり状態にある人」、○○により「ひきこもり状態」を選んだ人、「ひきこもらざるを得ない状態」など

本人は“生きるため”にひきこもり状態にならざるを得ない
いつか元気になって、自分もできることをしたい、働きたい、活躍したいなど
ひきこもっている間、悩み、考え、苦しんでいる

“生きるため”のエネルギーを貯めている「充電期間」と捉えることが大切

→ 家族や周りの人たち、社会や一般の認識が“ひきこもり問題”“課題”としている



ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン【概要】



目的

このガイドラインは、精神保健・医療・福祉教育などの専門機関の支援を必要としているひきこもり事例を対象として作成。「ひきこもり」の評価と支援の実践的なガイドラインとして、支援にあたる専門機関の職員が何をどうしたらよいかという指針として策定された。

作成

厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業（H19～21年度）
「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」（H19-こころ-一般-010）主任研究者：齊藤万比呂（国府台病院）

<目次>

- 1 はじめに
- 2 ひきこもりの定義・出現率・関連要因
- 3 ひきこもりの評価
- 4 ひきこもりに対する支援
- 5 今後の課題

1 はじめに

子どもから成人まで広い年代にわたって問題となっているひきこもりという現象の評価と支援に関する標準的な指針を提供
ひきこもりは社会現象の一つをあらわす用語であり、概念。

2 ひきこもりの定義・出現率・関連要因 **ガイドラインにおける定義**

「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である～」

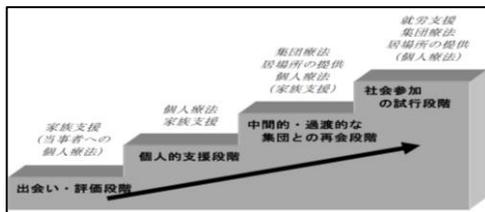
3 ひきこもりの評価

ひきこもりをいくつかの軸に分けてとらえ、最終的に全ての軸を組み立てて全体像を得ようとする多軸評価法が合理的とした。
（6つの軸、①背景精神障害の診断②発達障害の診断③パーソナリティ傾向の評価④ひきこもりの段階の評価⑤環境の評価⑥診断と支援方針に基づいた分類）

4 ひきこもりに対する支援

ひきこもり支援は当事者とその周囲の状況の全体的な評価に基づいて組み立て、支援が開始してからも支援しつつ評価し、3つの次元からとらえ理解する。
（第一の次元：背景にある精神障害、第二の次元：家族を含む環境的条件
第三の次元：ひきこもりが意味する思春期の自立過程の挫折に対する支援）

P27 図3
ひきこもり
支援の
諸段階



内閣府「生活状況に関する調査」結果から

平成27年度及び30年度に、15歳～39歳、40歳～64歳のそれぞれ5,000人を対象に実施

調査概要

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、
- ①自室からほとんど出ない、
 - ②自室からは出るが、家からは出ない、
 - ③近所のコンビニなどには出かける、
 - ④趣味の用事のみときだけ外出する、
- のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。（①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群）

調査結果

調査時期	調査対象者	有効回答数	広義のひきこもり群						
							(内 訳)		
			実数	出現率	推計数	狭義のひきこもり群	準ひきこもり群		
			実数	推計数	実数	推計数	実数	推計数	
平成27年度	15～39歳	3,115人	49人	1.57%	54.1万人	16人	17.6万人	33人	36.5万人
平成30年度	40～64歳	3,248人	47人	1.45%	61.3万人	28人	36.5万人	19人	24.8万人

115.4万人

こども・若者の意識と生活に関する調査結果

- 【目的】 こども・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、国及び地方公共団体におけるこども・若者育成支援施策や家庭・学校・地域・職域等におけるこども・若者育成支援の改善・充実に資する基礎資料を得ること
- 【調査対象】 ①10歳～39歳（令和4年4月1日現在）の男女 8,555人/20,000人（有効回収率42.8%）
②40歳～69歳（令和4年4月1日現在）の男女 5,214人/10,000人（有効回収率52.1%）
- 【調査期間】 令和4年11月10日～25日 郵送（オンライン回答併用）

（注）本調査における「広義のひきこもり群」の定義

「普段どのくらい外出しますか」という質問に対し、下記の1～4のいずれかであると回答し、かつ、その状態となって6か月以上である回答をした者

- 1 自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する
- 2 近所のコンビニなどには出かける
- 3 自室からは出るが、家からは出ない
- 4 自室からほとんど出ない

ただし、次の者を除く。

- ① 現在、就業者である旨の回答をしている者等
- ② 身体的な病気等を現在の外出状況の理由としている者
- ③ 専業主婦・主夫・家事手伝いであると回答している者や出産・育児を現在の外出状況の理由としている者等のうち、最近6か月以内に家族以外の人と「よく会話し」「ときどき会話し」と回答している者

ひきこもり状態になった理由として、
「新型コロナの流行」をあげた方の割合
(複数回答)

有効回答数に占める「広義のひきこもり群」の割合

	該当者数	有効回収数に占める割合
15歳～39歳	144人	2.05%
40歳～64歳 (40～69歳全体)	86人 (155人)	2.02% (2.97%)

（参考）過去調査における広義のひきこもり群の割合
平成27年度若者の生活に関する調査 15～39歳：1.57%
平成30年度生活状況に関する調査 40～64歳：1.45%

「広義のひきこもり群」にある方の男女別割合

	男性	女性
15歳～39歳	53.5%	45.1%
40歳～64歳 (40～69歳全体)	47.7% (59.4%)	52.3% (40.6%)

（参考）過去調査における男女別割合
平成27年度調査（15歳～39歳）：男性63.3% 女性36.7%
平成30年度調査（40歳～64歳）：男性76.6% 女性23.4%

15歳～39歳	18.1%
40歳～64歳 (40～69歳全体)	19.8% (20.6%)

※参考の過去調査とは質問項目が一部異なることから単純比較はできないことに留意

広義のひきこもり群における現在の外出状況になってからの期間

15歳～39歳 (n=144)	割合	40歳～69歳 (n=155)	割合
6か月未満	—	6か月未満	—
6か月～1年未満	21.5%	6か月～1年未満	12.9%
1年～2年未満	16.7%	1年～2年未満	14.8%
2年～3年未満	15.3%	2年～3年未満	21.9%
3年～5年未満	17.4%	3年～5年未満	16.1%
5年～7年未満	7.6%	5年～7年未満	11.0%
7年～10年未満	4.2%	7年～10年未満	7.7%
10年以上	17.4%	10年以上	15.5%

(参考) 過去調査におけるひきこもり状態の期間

平成27年度若者の生活に関する調査
15～39歳では
7年以上が34.7%

平成30年度生活状況に関する調査
40～64歳では
7年以上が46.7%

広義のひきこもり群における外出頻度が低い状態となった最も大きな理由

15歳～39歳	割合 (単一回答)	40歳～69歳	割合 (単一回答)
退職したこと	14.9%	退職したこと	42.2%
人間関係がうまくいかなかった	14.0%	新型コロナの流行	17.0%
新型コロナの流行	12.3%	病気	14.8%
病気	10.5%	人間関係がうまくいかなかった	6.7%
中学校時代の不登校	9.6%	介護・看護を担うことになった	5.2%
妊娠したこと	7.0%	就職活動がうまくいかなかった	1.5%
その他	9.6%	その他	9.6%

広義のひきこもり群の方が相談先に求めること

15歳～39歳	割合 (複数回答)	40歳～69歳	割合 (複数回答)
相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある	36.8%	無料で相談できる	27.7%
無料で相談できる	36.1%	相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある	26.5%
相手がカウンセラーなど心理学の専門家である	31.9%	相手先が公的な支援機関である	23.2%
匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる	29.9%	相手が同世代である	20.6%
SNSやメールなどで相談できる	27.1%	相手がカウンセラーなど心理学の専門家である	20.0%

※参考の過去調査とは質問項目が一部異なることから単純比較はできないことに留意

【概要】 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査結果 (人々のつながりに関する基礎調査)

【目的】 国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政施策の基礎資料を得ることを目的。
 【調査対象】 全国の満16歳以上の個人 有効回答11,218件/20,000人 (有効回答率56.1%)
 【調査機関】 令和4年11月下旬～令和5年1月18日までに回答 郵送 (オンライン併用)

<性別>

(上段：人数/下段：%)

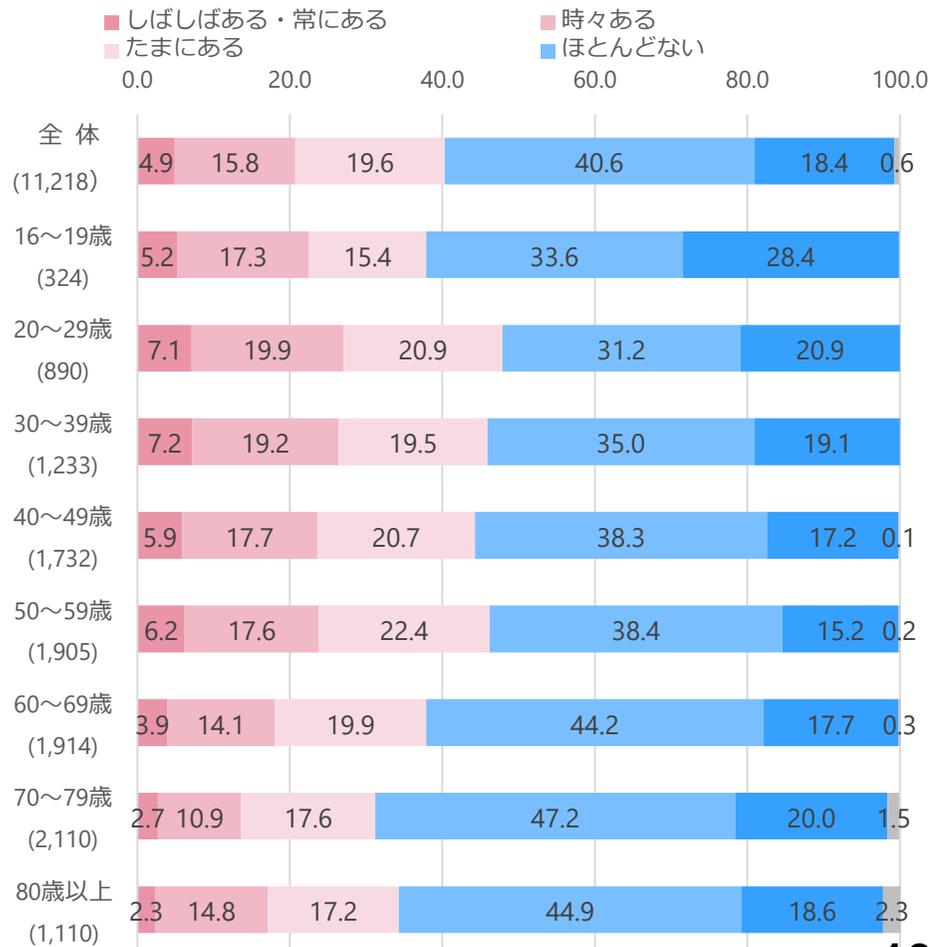
<年齢分布>

(上段：人数/下段：%)

	男性	女性	その他(どちらとも いえない・わからない ・答えたくない)	無回答
全体				
11,218	5,179	5,936	71	32
100.0	46.2	52.9	0.6	0.3

全体	16歳以下	20歳以下	30歳以下	40歳以下	50歳以下	60歳以下	70歳以下	80歳以上	(再掲) 20歳以下	(再掲) 65歳以下	(再掲) 75歳以上
11,218	324	890	1,233	1,732	1,905	1,914	2,110	1,110	6,683	2,199	2,012
100.0	2.9	7.9	11.0	15.4	17.0	17.1	18.8	9.9	59.6	19.6	17.9

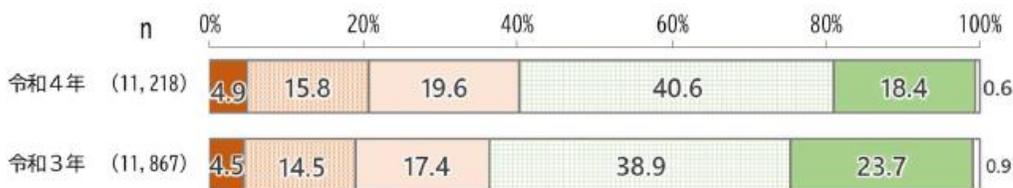
「どの程度、孤独であると感じることがありますか」への回答割合



<孤独の状況 (直接質問) >

孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.9%、「時々ある」が15.8%、「たまにある」が19.6%となっている。

■ しばしばある・常にある ■ 時々ある ■ たまにある ■ ほとんどない ■ 決してない □ 無回答



2

ひきこもり支援施策の現在地

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひきこもり支援施策の全体像

令和5年度予算案：17.6億円
令和4年度第二次補正：59億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

ひきこもり支援体制構築加速化事業 ※R4補正 ※都道府県も可

相談窓口や居場所設置等の準備費用や広報等の取り組みを支援

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置

都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

取組の幅

連携機関の幅



①相談支援



②居場所づくり



③地域のネットワークづくり



④当事者会
家族会の開催



⑤住民への普及啓発

多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援

精神保健福祉センター・保健所

家族会
当事者会

NPO
法人

社協

サポ
ステ

その他
関係機関

民生委員
農林水産業
医療機関

企業、商工会
ハローワーク
教育機関 など

市町村プラットフォーム

後方支援 立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

都道府県（指定都市）域

市町村等への
後方支援

関係機関の
職員養成研修



多職種専門
チームの設置 等

②支援の質の向上 ③支援者のケア

①社会全体の 気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（継続）

ひきこもり支援シンポジウムの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業（一部拡充）

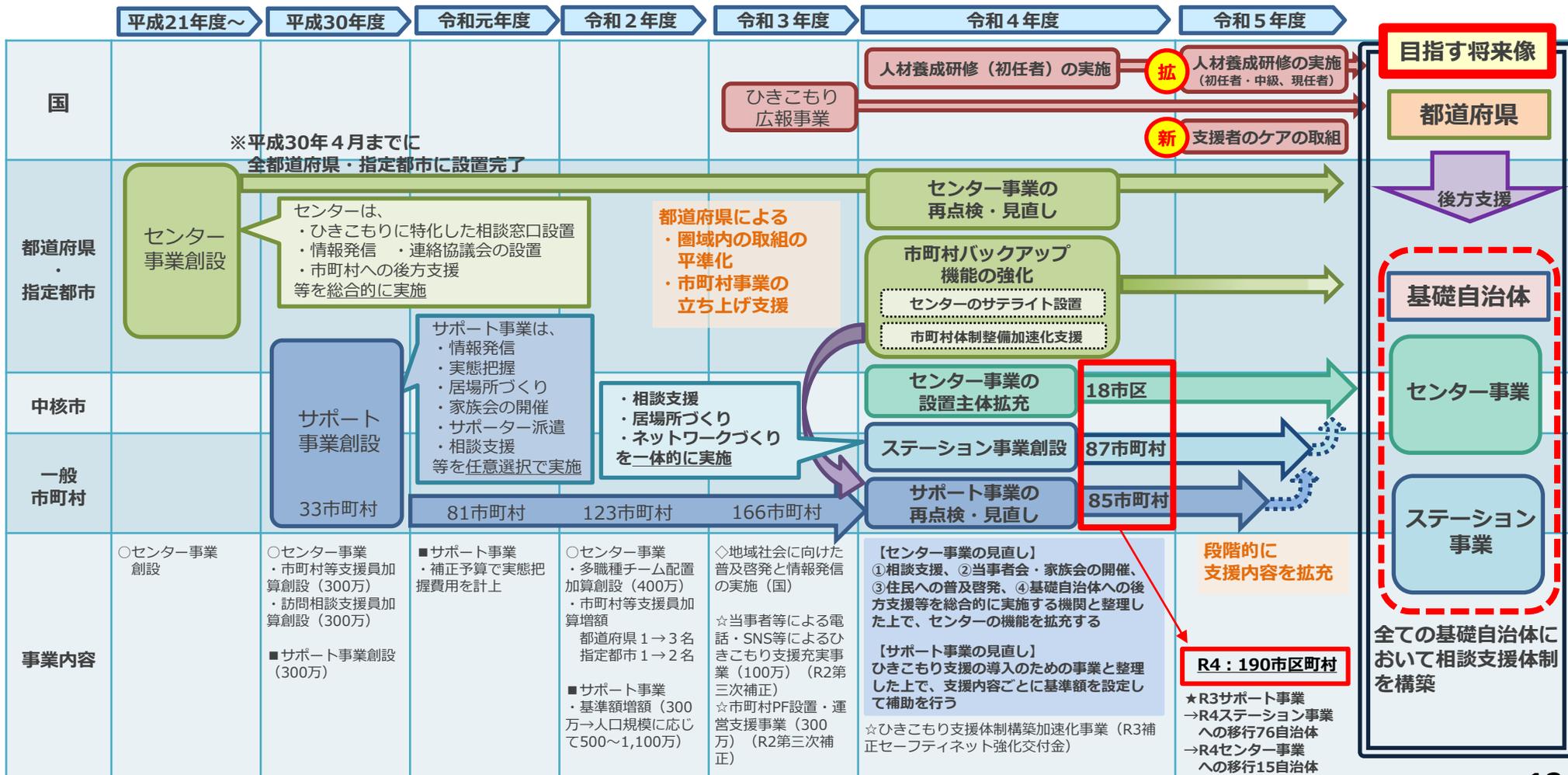
ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③支援者支援事業（新規）

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

ひきこもり支援のロードマップ

- ひきこもり支援の体制整備は、平成21年から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を設置し、平成30年度から基礎自治体において「ひきこもりサポート事業」により取組を進めてきた。
- 令和4年度には、基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実に向けて、①センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設した。
- 更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①市町村と連携したセンターのサテライトの設置と、②小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進している。
- 令和5年度は、基礎自治体におけるひきこもり支援のさらなる充実に向け引き続き取組を推進するとともに、研修の拡充や支援者支援の取組を実施する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施（平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更）

身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実

事業イメージ

実施主体：都道府県・市町村
補助率：1/2

【都道府県域】

①ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催
- ⑥関係機関の職員養成研修
- ⑦管内市町村等への後方支援等を総合的に実施



都道府県による市町村の 立ち上げ支援事業

市町村に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした支援を有期で実施
(国:1/2、都道府県1/2~1/4、市町村0~1/4)

都道府県による市町村 の取組のバックアップ

②ひきこもり地域支援 センターのサテライト設置

都道府県と市町村が連携して、支援体制の弱い地域へ、センターのサテライトを有期で設置



⑤ひきこもりサポート事業

相談支援や居場所づくり、実態把握調査など、取り組みやすい事業を実施



④ひきこもり支援ステーション事業

支援の核となる
①相談支援
②居場所づくり
③ネットワークづくりを一体的に実施



③ひきこもり地域支援センター

- ①相談支援 ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会等の開催等を総合的に実施



原則2年後に市町村域の事業に移行

市町村域での取組を推進

段階的に事業を充実

【市町村域】

実施主体・事業別の取組一覧

実施主体	支援のカテゴリ	当事者・家族支援				住民への普及啓発・民間団体との連携			現状把握	支援体制の充実		支援者養成	自治体支援
		①相談支援	②居場所づくり	③連絡協議会・ネットワークづくり	④当事者会・家族会の開催	⑤住民向け講演会・研修会の開催	⑥サポーター派遣・養成	⑦民間団体との連携		⑧実態把握調査	⑨専門職の配置		
① 都道府県指定都市	センター	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎
②	サテライト ※都道府県のみ	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○
③	センター	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-
④ 中核市・一般市町村	ステーション	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	-	-
⑤	サポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-

◎は必須事業
○は任意事業

ひきこもり支援体制構築加速化事業

令和4年度補正予算

【要旨】

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（59億円）の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、ひきこもり当事者やその家族の孤独感・孤立感や生きづらさがより深刻化する中、身近な地域におけるきめ細やかなひきこもり支援の需要が高まっている。
- これを踏まえ、市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

【事業実施主体】

市町村等

【補助率】

国3/4

【事業内容】

市町村のひきこもり支援体制の構築を加速化するため、市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や拡充する場合に、以下の取組に係る備品購入費用、修繕費用、準備スタッフの雇い上げ費用、パンフレットやホームページの作成費用、実態調査費用、会議費用、普及啓発費用等に対して補助を行う。

<ひきこもり支援体制構築のための取組>

1. ひきこもりの相談ができる環境づくり
2. 居場所づくり
3. 住民への相談窓口の周知等の広報
4. 支援対象者の実態やニーズの把握
5. 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築
6. 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会等の開催



1. ひきこもりに関する理解の促進

- ひきこもりに関する国民の更なる理解の促進や啓発活動の実施

2. 実態把握のための調査の実施

- ひきこもりの状態にある方の実態等全国的な調査の継続実施

3. 基礎自治体における取組の更なる促進

- 支援を必要とする方が適切な支援に繋がる環境づくりの推進
(基礎自治体における支援のための環境づくり)
 - ・都道府県による、基礎自治体のバックアップ支援の推進
 - ・基礎自治体間の連携した取組の推進
 - ・官民の枠を超えたネットワークの構築や多様な支援の好事例の横展開
- (ネットワークの構築による多様な支援の選択肢の確保)
 - ・幅広い官民の枠を超えたネットワークの構築などによる多様な支援の選択肢の確保
 - ・様々な就労分野との連携の促進と新たな就労分野の開拓

4. 支援者のスキルの向上と支援者自身のケアの確保

- 支援に携わる方のスキルの向上のための施策の充実
- 支援者を支援するための施策の充実
- ピアサポーターの養成・活用や当事者活動への支援

5. 時代に即したひきこもり支援のガイドラインのあり方について

- 新たなひきこもり支援のガイドラインのあり方についての検討

経済財政運営と改革の基本方針2022（抄）（令和4年6月7日）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた対応 ＜社会課題の解決に向けた取組＞

（2）包摂社会の実現

（孤独・孤立対策）

「孤独・孤立対策の重点計画」の施策を着実に推進するとともに、さらに全省庁の協力による取組を進める。実態調査結果を踏まえた施策の重点化と「予防」の観点からの施策の充実を図り、重点計画に適切に反映する。いわゆる「社会的処方」の活用、ワンストップの相談窓口の本格実施に向けた環境整備、食・住など日常生活での孤独・孤立の軽減、**ひきこもり支援に資する支援策の充実**とともに、アウトリーチ型のアプローチや同世代・同性の対応促進のための取組を推進し、確実に支援を届ける方策を講ずる。官民一体で取組を推進する観点から、国の官民連携プラットフォームの活動を促進し、複数年契約の普及促進等によりNPO等の活動を継続的にきめ細かく支援するとともに、地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備に取り組む。あわせて、支援者支援など孤独・孤立対策に関するNPO等の諸活動への支援を促進する方策の在り方を検討する。

（就職氷河期世代支援）

就職氷河期世代の**就労や社会参加への支援**について、今年度までの3年間の集中取組期間に加え、**2023年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証のうえ、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる。**公務員等での採用を推進し、**地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援を行い、**民間企業での採用等を促すとともに、**個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援に取り組む。**第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について30万人増やすことを目指す。

「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の取りまとめについて ～ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（通知）～

<ひきこもり支援に関する関係府省横断会議>

- 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官を主査として、ひきこもり支援に係る関係府省の局長級を参集して設置。
- 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるよう、行政機関や民間団体など官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（10月1日付け構成員連名通知）を自治体あてに発出。

【構成員】主査 こやり厚生労働大臣政務官
構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
内閣府政策統括官（政策調整担当）
消費者庁次長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省人材開発統括官
農林水産省農村振興局長
経済産業省商務・サービス審議官

【開催経過】

- 第1回（令和3年6月29日）ひきこもり支援に関する各府省の取組について
- 第2回（令和3年7月27日）ひきこもり支援の先進的な取組について
（滋賀県・岡山県総社市）
- 第3回（令和3年8月30日）ひきこもり支援の先進的な取組について
（高知県安芸市・大阪府豊中市）
- 第4回（令和3年9月30日）ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（依頼）」（令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知）

【基本的な考え方】

- ・ ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、**多様な支援の選択肢を用意することが重要。**
- ・ そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による**官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。**
- ・ 以下の**留意事項も踏まえ**、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配意の上、**効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いする。**

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

①就職氷河期世代活躍支援に係る 市町村プラットフォームへの関係機関の参画

就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請

②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

(1)教育関係機関との連携

教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築

(2)農業・商工関係機関との連携

農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓

(3)就労支援関係機関との連携

個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配意し、継続的な支援を実施

(4)子供・若者支援関係機関との連携

子供や若者本人の意向を踏まえたうえで、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施

(5)消費者関係機関等との連携

孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、日頃から消費生活センター等の消費者関係機関等と連携を強化

目的 地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。



イメージキャラクターの活用

令和3年度に引き続きイメージキャラクターに高橋みなみ氏（元AKB48）を起用
※ポータルサイトに加え、Twitter、facebookなどのSNSを積極的に活用し情報発信を行う。



全国キャラバンの実施

地域に暮らすみんなで、誰もが生きやすい社会・地域作りについて考えるイベントとして開催！

◆概要

2022年10月～12月全国6都市で全国キャラバンを実施。

アンバサダーと、「誰もが生きやすい地域」をテーマに、当事者の体験談を交えたイベントとする

◆ターゲット

ひきこもり支援に関わる支援者、地域住民など

◆進め方

パネルディスカッション+ワークショップ
それぞれの立場から「誰もが生きやすい地域づくり」について議論し、「明日からできる、誰もが生きやすい地域づくりへのヒント」をテーマに偏見解消のための連携や具体的なアクションを検討

2022年	
10月22日	東京都江戸川区
10月30日	沖縄県那覇市
11月12日	三重県松阪市
11月20日	香川県高松市
11月27日	兵庫県神戸市
12月4日	北海道札幌市



VOICESTATIONフェスの開催

2023年
2月5日(日)
TOKYO
FMホール

『ひきこもりVOICESTATIONフェス』として全国キャラバンの集大成となる
当事者の思いを乗せた啓発イベント（第1部）
パネルディスカッション（第2部）を開催
※第1部はTOKYO FMでオンエア

◆概要

高橋みなみ氏と全国のひきこもり経験者によるオンライン座談会、LIVE演奏、ひきこもり俳句ワークショップなどを実施。

さらに、アンバサダーとともに全国キャラバンの振り返りをパネルディスカッション形式で実施し、偏見解消に向けた啓発イベントとする

◆その他

相談を希望する当事者・家族を相談窓口へとつなげる支援情報、相談会の開催



※イベントは対面とオンラインのハイブリット開催を前提とするが、新型コロナウイルス感染症の状況によってはオンラインのみの開催とする

その他広報の実施

☆アニメーション動画による啓発

新進気鋭のアニメーター ユージン氏による偏見解消アニメーション動画の作成

☆朝日新聞デジタルにおけるPR記事の配信

◆松山ケンイチ氏×萩上直子監督との対談 映画「川っぺりムコリッタ」

◆東畑開人氏（臨床心理学者・臨床心理士）インタビュー

☆その他ポータルサイトで経験者のインタビュー動画を公開



目的

ひきこもり地域支援センター職員等に対して、国が主体となって知識や支援手法等を習得するための研修を実施し、ひきこもり当事者や家族の心情を理解した上で寄り添う支援ができる良質な支援者を育成するとともに、全国各地における好事例等の周知・広報を行うことで、支援の質をさらに向上・均一化することを目的とする

第1回 初任者研修

- ◆開催日程：7月28日(木)、29日(金)
- ◆受講者数：Zoom150名程度、YouTube視聴195アクセス
- ◆対象者：ひきこもり地域支援センターの職員(初任者)
ひきこもり支援ステーション等の職員(初任者)

◆プログラム案(計8時間以上)

第1日

- ①講義1 国の施策や予算など政策動向
- ②講義2 「ひきこもり」についての基本的な理解～家族の視点～
- ③講義3 ひきこもり支援概論
- ④講義4 発達障害について
- ⑤グループワーク1 ネットワーキングセッション

第2日

- ⑥講義5 「ひきこもり」についての基本的な理解～当事者の視点～
- ⑦講義6 地域における多様な社会資源を活用した支援
- ⑧講義7 ひきこもり支援のアセスメント
- ⑨講義8 面接技法
- ⑨グループワーク2 2日間の研修の振り返り

第2回 フォローアップ研修

- ◆開催日程：10月24日(月)、25日(火)
- ◆受講者数：150名程度
- ◆対象者：左記初任者研修受講者

◆プログラム案(計8時間以上)

第1日

- ①講義1 事例研究の方法
- ②事例研究1
- ③事例研究2
- ④講義2 ひきこもり支援の広報

第2日

- ⑤好事例の紹介(自治体の取組)
 - ・多機関連携
 - ・家族支援
 - ・居場所づくり
 - ・相談支援
- ⑥グループワーク 振り返り



※参集による開催が前提だが、新型コロナウイルスの感染状況によってはオンライン開催とする
 ※具体的な研修プログラムは、令和3年度社会福祉推進事業の成果物を参考に、企画委員会において決定する
 ※研修実施後、研修効果等について分析を行った上で、改善策をまとめて次年度の研修プログラム案等を作成する

企画委員会の設置

全体の企画、進捗管理

周知・広報

- ◆研修内容及び全国の好事例について、全国の支援者や地域住民に向けた周知・広報を行う
 研修内容や全国の好事例について、全国の自治体や民間団体の職員が支援の現場で活用できるよう、分かりやすく整理し、広く周知・広報を行う。また、研修内容や全国の好事例の中から、地域住民がひきこもりに関する適切な理解を進めていくうえで必要となる情報を取り出し、分かりやすく整理した上で、地域住民に対して広く情報発信を行う。
- ◆好事例自治体 高知県・兵庫県、福岡県北九州市、東京都文京区、北海道函館市、東京都日野市、群馬県安中市、福岡県うきは市、岩手県洋野町、山梨県富士川町

令和5年度 ひきこもり支援従事者のスキル向上と支援者自身のケア

(「ひきこもり支援実施機関支援力向上研修事業」「ひきこもり支援者支援事業(仮称)」)

令和5年度当初予算案 35百万円 (15百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基礎自治体におけるひきこもり支援体制の拡充に合わせて、令和4年度より、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター職員やひきこもり支援ステーション職員等を対象とした新任職員向けの研修を実施しているが、令和5年度においては、それに加え、中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても、専門的な研修を実施し、良質な支援者の育成を目指す。
- ひきこもり支援対象者の抱える課題は、複雑・複合化しているとともに、セルフネグレクトの方への対応など、長期的な視点での支援が求められる。一方で、支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。このような支援者が抱える悩みに寄り添い、相談できる場の設置等により、地域における支援者支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

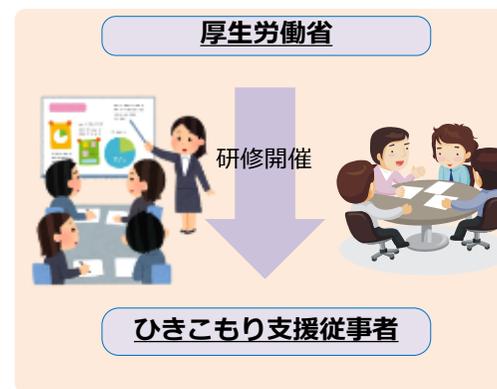
- **ひきこもり支援実施機関支援力向上研修事業 (実施主体：厚生労働省)**

新任職員研修 (令和4年～)

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対して、必要となる知識や支援手法等を習得するための人材養成研修を実施する。

現任職員(中堅・指導者)研修 <拡充>

中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村や周辺自治体に対する研修実施を担う指導者の育成を実施する。



- **ひきこもり支援者支援事業(仮称) <新規> (実施主体：厚生労働省)**

オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを設ける。



1 事業の目的

ひきこもり地域支援センター職員等に対して、国が主体となって知識や支援手法等を習得するための研修を実施し、多様で複合的な課題を有するひきこもり当事者や家族の心情を理解した上で、寄り添う支援ができる良質な支援者を育成するとともに、全国各地における好事例等の周知・広報することで、支援の質を向上・均一化することを目的とする

2 事業の概要・スキーム

新任職員研修（令和4年～）

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対して、必要となる知識や支援手法等を習得するための人材養成研修を実施する。

【日程】前期 7～8月（オンデマンド配信）
後期 9月26日・27日（参集方式）
【定員】150名程度

<前期> オンデマンド配信 <後期> 集合1.5日間

内容

- ・施策の動向
- ・当事者及び家族の視点
- ・アセスメント
- ・面接技法 等



- ・事例研究
- ・講義
- ・グループワーク等

※集合形式



現任職員（中堅・指導者）研修 <拡充>

より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習など、中堅・指導的役割を担う職員を対象に実施

【日時】前期 初任者研修と同内容
（オンデマンド配信）
後期 9月25日
【定員】100名程度

7月～8月に配信
予定

初任者・現任者
共通科目とする



<後期> 集合1日間

- ・事例検討
- ・講義

※集合形式



周知・広報

研修内容や全国の好事例について、全国の自治体や民間団体の職員が支援の現場で活用できるよう、分かりやすく整理し、広く周知・広報を行う。また、研修内容や全国の好事例の中から、地域住民がひきこもりに関する適切な理解を進めていくうえで必要となる情報を取り出し、分かりやすく整理した上で、厚生労働省ホームページにおいて広く情報発信を行う。

令和4年度社会福祉推進事業（調査研究）

ひきこもり支援における効果的なオンラインの活用方法に関する調査研究事業

■背景

- ・ひきこもり支援の現場で実践されてきた相談支援や居場所等の社会参加支援については、コロナ禍においても継続できるようオンラインを活用した支援体制整備が必要
- ・外出や対面での支援に心理的抵抗があるひきこもり当事者に対する支援として、今後有効な手法として発展すると想定
- ・メールやSNS等を活用した支援では、ひきこもり当事者が抱える複合的な課題を適切に把握することが難しいことから、対面による相談支援と同様のアセスメントや対応が求められる

■目的

ひきこもり支援におけるオンラインの活用について、適する場面・適さない場面をはじめ、どのような点に配慮を要すべきか等について調査研究を行い、活用にあたってのポイントを明らかにすることで、オンラインを活用した支援の推進を図る

■受託事業者

（株）リベルタス・コンサルティング



ひきこもり支援における支援者支援のあり方に関する調査研究事業

■背景

- ・ひきこもり支援対象者の抱える課題は複雑、複合化しているとともに、長期的な視点での支援が求められる
- ・一方で支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある
- ・市町村におけるひきこもり支援の拡充を効果的に進めるためには、支援者自身を支援する仕組みづくりが必要不可欠
- ・ひきこもり支援分野における支援者支援は、一部の自治体、ひきこもり地域支援センター、地域関係団体等のネットワーク等において取組が行われているが、支援者支援の考え方や有効な手段について確立されたものはない

■目的

ひきこもり支援のあり方検討として、ひきこもり支援業務において支援者が抱える困難さ（ストレス要因等）、ひきこもり援担当者への支援として行うことが有意義である取組及び他分野の取組も参考にしながら調査研究を行う

■受託事業者

有限責任監査法人 トーマツ

【令和5年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】

ひきこもり支援にかかる支援マニュアルの策定に向けた調査研究事業

【背景】

- 厚生労働省においては、ひきこもり状態にある方やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めている。
- 現在、支援現場や関係者の指針とされているものは、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」があるが、主に精神保健・医療・福祉・教育等の専門機関向けの内容となっている。
- ガイドライン策定後10年以上が経過し、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、**現状の課題等を踏まえた**、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき**新たな指針が必要**である。

【目的】

- 都道府県・指定都市・その他市区町村におけるひきこもり支援対象者の多様な状態像を集約し、類型化するとともに、それぞれの類型に対応した支援内容や、対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討する。
- 当事者及び家族に寄り添う相談支援が実施できるよう、必要項目を検討し、整理する。さらに、その内容を項目として整理し、マニュアル骨子として作成することを目的とする。

○事業の全体像

- 検討委員会及び作業部会を設置するとともに、自治体への悉皆調査、アンケート調査等を行い、報告書（骨子）をとりまとめる。

検討委員会・ 作業部会の設置

- ひきこもり支援に知見のある学識経験者等有識者による検討委員会を設置し、マニュアル骨子（案）を検討する。
- ひきこもり支援に携わる自治体職員等による作業部会を設置し、各地域で対応しているひきこもり支援事例の集約、類型化等の事例整理、支援方法等を検討する。

情報収集 (悉皆調査)

- 都道府県・指定都市・その他市区町村で対応している支援対象者の多様な状態像を集約するとともに、類型化する。

マニュアル骨子の アンケート調査

- マニュアル骨子（案）を自治体等に情報提供し、意見を集約する。

報告書の作成

- 自治体等からの意見を踏まえた支援マニュアル骨子を作成し、報告書としてまとめる。

3

ひきこもり地域支援センター ステーション事業、サポート事業の取組

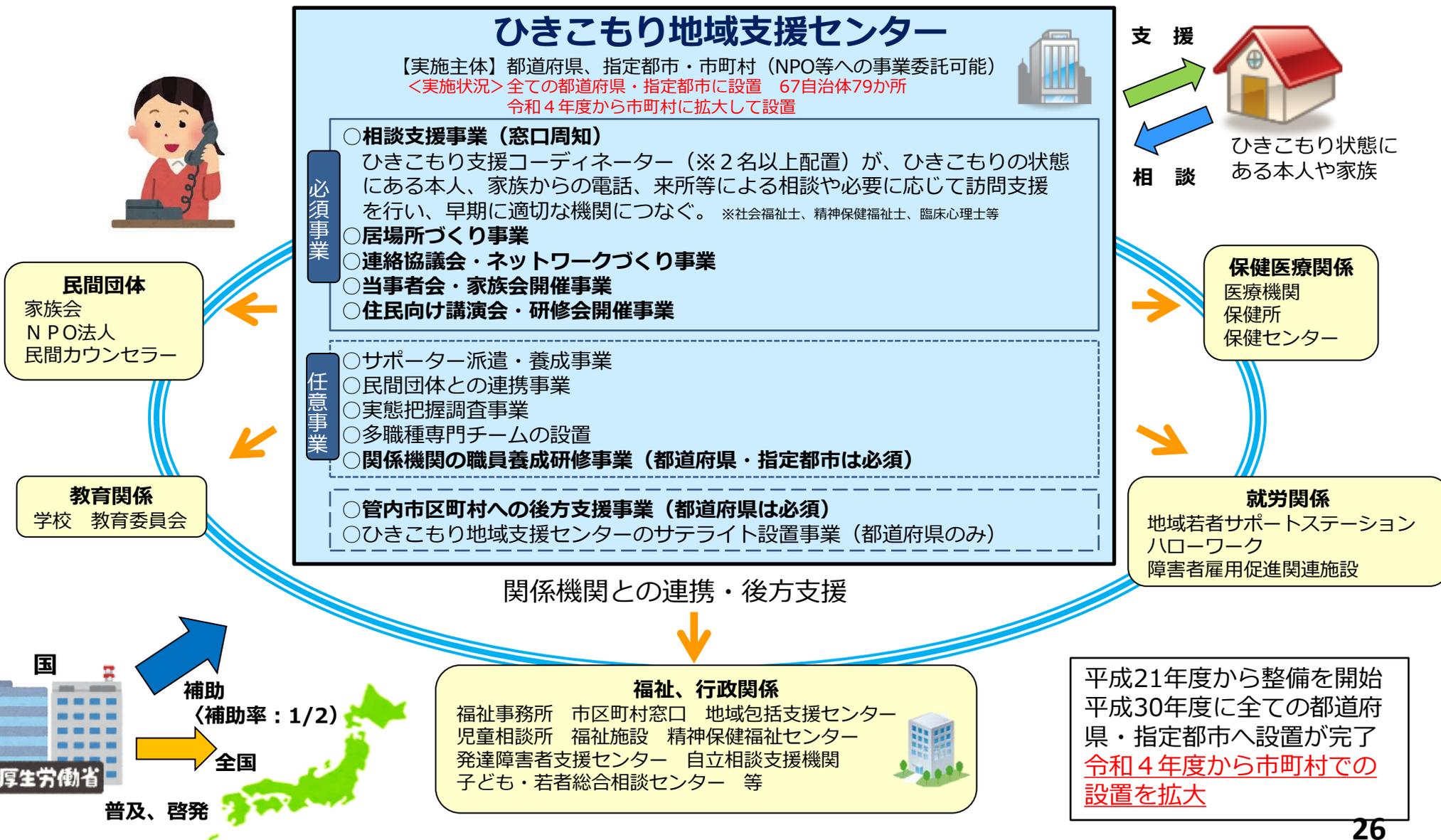
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひきこもり地域支援センター

ひきこもり地域支援センター等設置運営事業（平成21年度～）

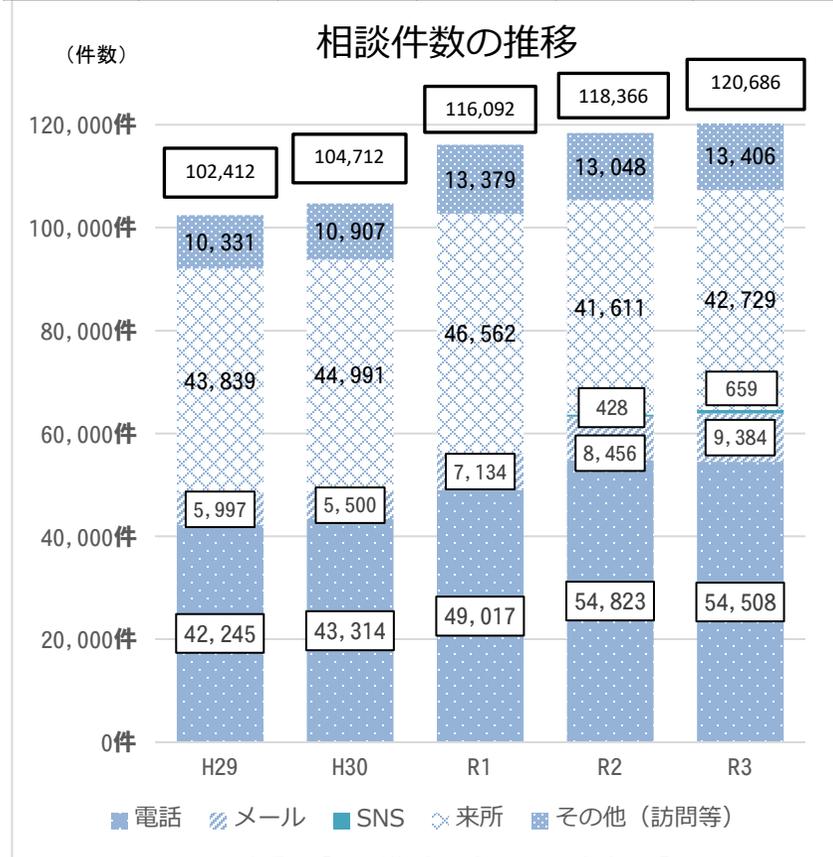


ひきこもり地域支援センターについて -相談実績-

令和3年度相談件数

(件数)

合計	電話	メール	SNS	来所	その他(訪問等)
120,686	54,508	9,384	659	42,729	13,406

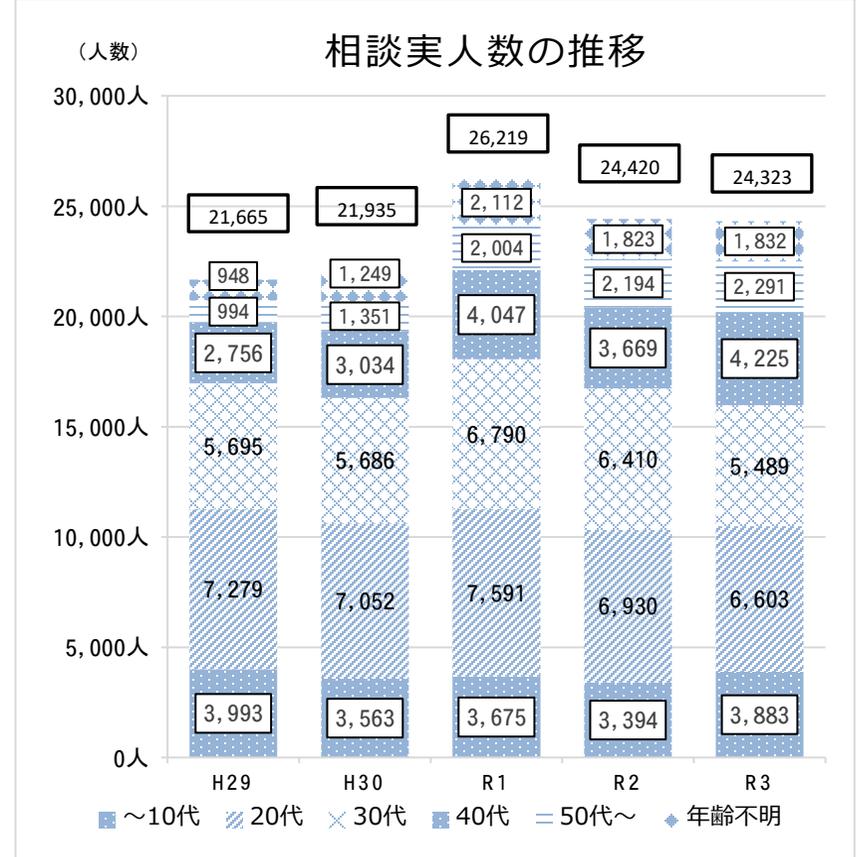


※SNSによる相談件数は令和2年度から集計

令和3年度相談実人数

(人数)

合計	～10代	20代	30代	40代	50代～	年齢不明
24,323	3,883	6,603	5,489	4,225	2,291	1,832

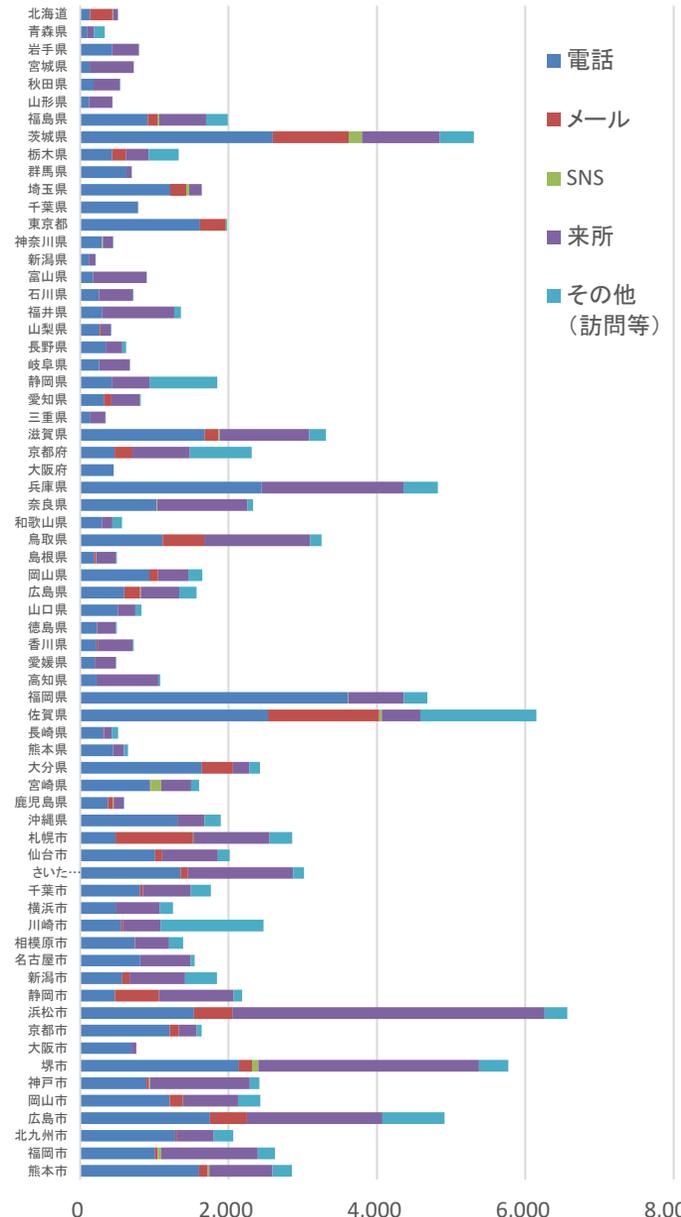


ひきこもり地域支援センター 自治体別相談件数 (令和3年度)

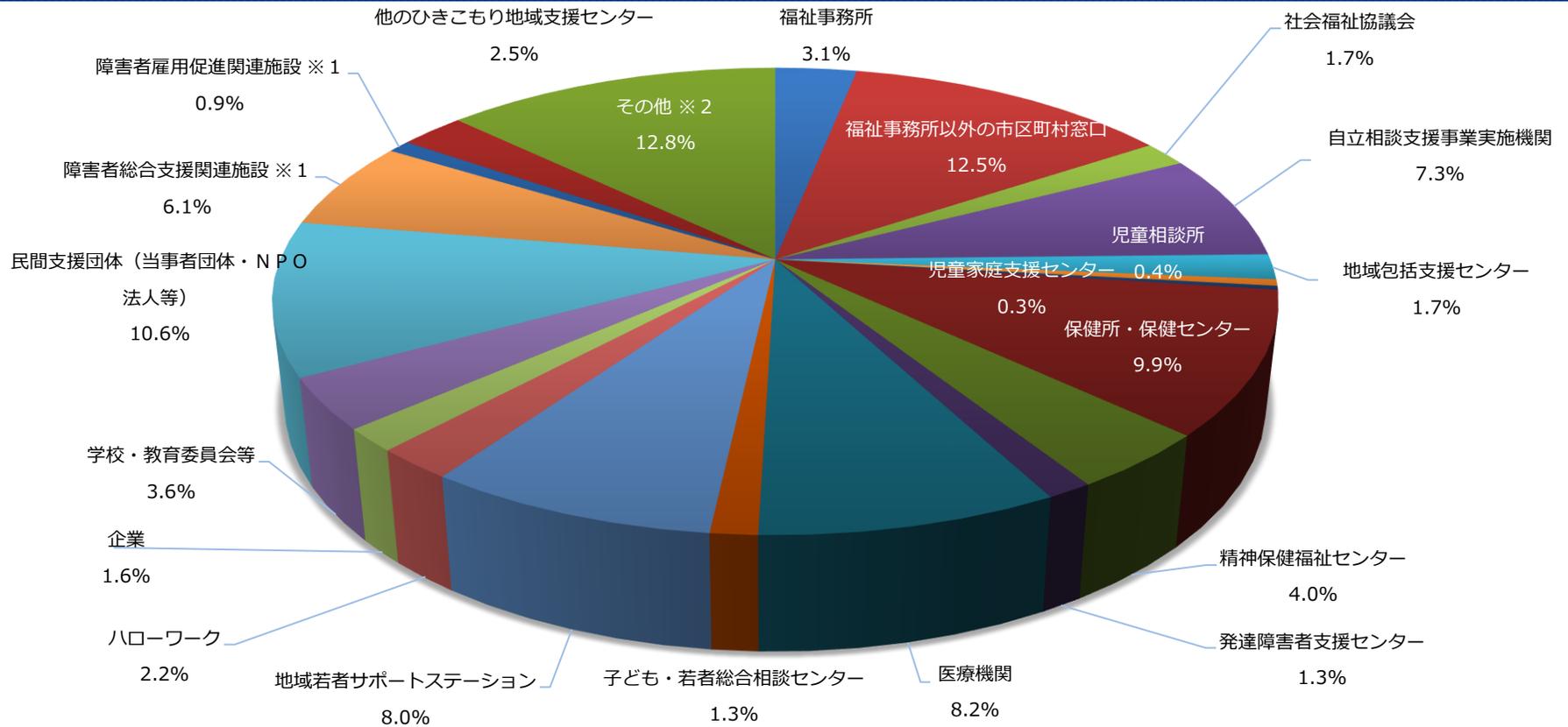
	電話	メール	SNS	来所	その他 (訪問等)	合計
北海道	134	303	8	63	5	513
青森県	94	0	0	93	146	333
岩手県	430	0	0	362	6	798
宮城県	129	3	0	590	0	722
秋田県	181	0	0	354	10	545
山形県	122	0	0	315	0	437
福島県	912	129	28	628	293	1,990
茨城県	2,596	1,022	181	1,049	457	5,305
栃木県	431	185	0	311	401	1,328
群馬県	625	0	0	69	2	696
埼玉県	1,223	211	35	169	1	1,639
千葉県	779	0	0	6	0	785
東京都	1,616	350	2	0	16	1,984
神奈川県	294	0	12	137	6	449
新潟県	117	0	0	91	0	208
富山県	180	1	0	716	1	898
石川県	253	1	0	459	2	715
福井県	295	0	0	974	92	1,361
山梨県	268	21	0	124	10	423
長野県	345	0	0	226	49	620
岐阜県	254	0	0	418	0	672
静岡県	429	0	0	513	906	1,848
愛知県	320	105	0	378	16	819
三重県	132	0	0	210	5	347
滋賀県	1,677	191	10	1,208	226	3,312
京都府	466	242	0	770	834	2,312
大阪府	451	0	0	0	0	451
兵庫県	2,445	0	0	1,912	466	4,823
奈良県	1,028	5	9	1,217	70	2,329
和歌山県	295	0	0	141	128	564
鳥取県	1,114	557	0	1,428	154	3,253
島根県	187	27	2	271	9	496
岡山県	934	117	0	409	185	1,645
広島県	596	215	8	520	230	1,569
山口県	506	7	0	234	80	827

	電話	メール	SNS	来所	その他 (訪問等)	合計
徳島県	226	2	0	254	14	496
香川県	222	15	0	473	13	723
愛媛県	198	1	0	283	4	486
高知県	219	0	0	834	26	1,079
福岡県	3,607	0	8	746	319	4,680
佐賀県	2,531	1,498	37	519	1,563	6,148
長崎県	317	5	0	105	88	515
熊本県	446	0	0	145	56	647
大分県	1,641	417	0	223	142	2,423
宮崎県	943	7	141	405	110	1,606
鹿児島県	377	66	8	136	8	595
沖縄県	1,312	2	0	362	221	1,897

	電話	メール	SNS	来所	その他 (訪問等)	合計
札幌市	478	1,043	4	1,030	303	2,858
仙台市	1,013	94	0	750	159	2,016
さいたま市	1,356	97	0	1,420	143	3,016
千葉市	811	38	0	643	269	1,761
横浜市	479	0	0	595	177	1,251
川崎市	556	24	0	505	1,386	2,471
相模原市	738	3	0	459	188	1,388
名古屋市	808	0	0	679	58	1,545
新潟市	567	99	1	746	431	1,844
静岡市	471	591	0	1,006	114	2,182
浜松市	1,535	515	0	4,209	308	6,567
京都市	1,211	117	0	240	72	1,640
大阪市	695	0	0	64	0	759
堺市	2,143	173	89	2,970	397	5,772
神戸市	894	36	12	1,345	131	2,418
岡山市	1,208	178	0	743	299	2,428
広島市	1,748	500	0	1,824	841	4,913
北九州市	1,283	24	0	495	263	2,065
福岡市	1,013	31	44	1,305	235	2,628
熊本市	1,604	116	20	851	262	2,853
合計	54,508	9,384	659	42,729	13,406	120,686



ひきこもり地域支援センター 関係機関へのつなぎ件数 (令和3年度)



(件)

関係機関	福祉事務所	福祉事務所以外の市区町村窓口	社会福祉協議会	自立相談支援事業実施機関	地域包括支援センター	児童相談所	児童家庭支援センター	保健所・保健センター	精神保健福祉センター	発達障害者支援センター	医療機関	子ども・若者総合相談センター	地域若者サポートステーション	ハローワーク	企業	学校・教育委員会等	民間支援団体 (当事者団体・NPO法人等)	障害者総合支援関連施設 ※1	障害者雇用促進関連施設 ※1	他のひきこもり地域支援センター	その他 ※2	総計
件数	203	818	113	474	114	29	17	646	262	82	535	84	521	142	104	232	694	400	56	163	838	6,527
率	3.1%	12.5%	1.7%	7.3%	1.7%	0.4%	0.3%	9.9%	4.0%	1.3%	8.2%	1.3%	8.0%	2.2%	1.6%	3.6%	10.6%	6.1%	0.9%	2.5%	12.8%	

※1 根拠法(障害者総合支援法、障害者雇用促進法)に分けてそれぞれ整理
 ・ 障害者総合支援法: 就労継続支援B型、グループホーム、地域活動支援センター等
 ・ 障害者雇用促進法: 障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター等

※2 その他機関の例… 警察署、訪問看護ステーション、法テラス、弁護士、社会保険労務士、フリースペース、ジョブカフェ、フリースクール、通信制高校、民間カウンセリング機関、国際交流センター、消費生活支援センター等

ひきこもり支援ステーション及びサポート事業

ひきこもり支援ステーション事業 (R4~)

必須事業

○相談支援事業 (窓口周知)

ひきこもり支援コーディネーター (1名以上配置) が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や必要に応じて訪問支援を行い、早期に適切な機関につなぐ。

○居場所づくり事業

○連絡協議会・ネットワークづくり事業

任意事業

○当事者会・家族会開催事業

○住民向け講演会・研修会開催事業

○サポーター派遣・養成事業

○民間団体との連携事業

○実態把握調査事業

○専門職の配置



<主な取組例>

A市 人口約 約19万人
相談窓口は一部社福法人へ委託により開設
その他、農作業を通じた居場所の開設や、住民等への実態調査を予定



B町 人口約 約1.5万人
相談窓口は法人へ委託により開設、アウトリーチ型支援も実施する。町が運営するデイケアと連携したグループ活動、居場所の設置等

<国庫補助基準 (R4) > 補助率 1/2

基本額 重層的支援体制整備事業を実施していない場合：10,000千円
重層的支援体制整備事業を実施している場合：7,500千円
加算額 任意事業に取り組む場合について、その事業に応じた基準額を加算 (1事業500千円~3,000千円)



ステーション事業、サポート事業は、2以上の自治体による共同実施も可能

ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、地域の特性や対応状況に合わせて任意の事業を選択 (複数可) して実施

相談支援事業

居場所づくり事業

連絡協議会・ネットワークづくり事業

当事者会・家族会開催事業

住民向け講演会・研修会開催事業

サポーター派遣・養成事業

民間団体との連携事業

実態把握調査事業



<主な取組例>

C市 (中核市) 人口約 37万人
ひきこもりに悩んでいる家族を対象に、認知行動療法に基づくCRAFT手法を用いた関わり方研修を開催 (委託)
全6回コース×2回 (年)



D市 人口約 9.5万人
民生委員児童委員へのアンケート調査による実態調査を実施
・事前説明会の開催
・作成と結果分析等



<国庫補助基準 (R4) > 補助率 1/2

実施する事業に応じた基準額の合計とする。
○相談支援事業、居場所づくり事業、民間団体との連携事業：各1,000千円
○連絡協議会・ネットワークづくり事業、当事者会・家族会開催事業
住民向け講演会・研修会事業、サポーター派遣・養成事業、実態把握事業：各500千円



令和4年度ひきこもり支援推進事業実施自治体（生活困窮者自立支援事業補助金）

都道府県
政令市除く

黄色の網掛けは中核市

ひきこもり地域支援センター 10自治体	
岩手県	北上市
新潟県	柏崎市
富山県	富山市
愛知県	西尾市
	東海市
	豊明市
	みよし市
兵庫県	明石市
	赤穂市
岡山県	総社市

都道府県立ち上げ支援事業 (東京都のみ)	
ひきこもり 地域支援 センター 8自治体	文京区
	世田谷区
	豊島区
	足立区
	江戸川区
	八王子市
	武蔵野市
	調布市
ステーション 事業 5自治体	千代田区
	品川区
	中野区
	国立市
	大島町
サポート事業 1	台東区

ステーション事業 82自治体			
北海道	石狩市	奈良県	奈良市
青森県	むつ市	和歌山県	和歌山市
宮城県	岩沼市		海南市
秋田県	大館市		橋本市
山形県	米沢市		有田市
	庄内町		御坊市
福島県	会津若松市		田辺市
	いわき市		新宮市
	白河市		紀の川市
茨城県	喜多方市		岩出市
	水戸市		紀美野町
栃木県	かすみがうら市		かつらぎ町
	小山市		広川町
群馬県	安中市		美浜町
千葉県	習志野市		日高町
神奈川県	鎌倉市		由良町
	大和市		印南町
山梨県	甲府市		みなべ町
新潟県	津南町		日高川町
富山県	射水市		白浜町
福井県	越前市	上富田町	
	坂井市	すさみ町	
	池田町	那智勝浦町	
山梨県	富士川町	太地町	
長野県	安曇野市	古座川町	
静岡県	飯島町	北山村	
	藤枝市	串本町	
三重県	掛川市	鳥取市	
	松阪市	南部町	
三重県	鳥羽市	松江市	
	いなべ市	奥出雲町	
岡山県	伊賀市	瀬戸内市	
	宇治市	尾道市	
京都府	京田辺市	東広島市	
大阪府	豊中市	海田町	
	枚方市	宇部市	
兵庫県	姫路市	山口市	
	尼崎市	萩市	
	洲本市	山陽小野田市	
	豊岡市	佐世保市	
	宍粟市	和泊町	

サポート事業 84自治体			
北海道	北見市	山梨県	山梨市
	稚内市	長野県	北杜市
	紋別市		長野市
岩手県	幕別町	岐阜県	塩尻市
	洋野町		恵那市
秋田県	鹿角市	愛知県	刈谷市
	大仙市	三重県	菰野町
山形県	南陽市	滋賀県	多気町
	高島町	京都府	日野町
福島県	田村市	大阪市	亀岡市
	伊達市		長岡京市
	矢吹町		泉大津市
	棚倉町		富田林市
茨城県	塙町	兵庫県	西脇市
	石川町		宝塚市
	笠間市		養父市
	取手市		丹波市
	ひたちなか市		朝来市
	神栖市		福崎町
栃木県	利根町	太子町	
	宇都宮市	佐用町	
千葉県	真岡市	奈良県	香芝市
	佐倉市	和歌山県	有田川町
東京都	浦安市	鳥取県	江府町
	大田区	島根県	安来市
	北区		浜田市
	青梅市		江津市
神奈川県	町田市	雲南市	
	横須賀市	邑南町	
	藤沢市	高梁市	
新潟県	小田原市	岡山県	赤磐市
	座間市	鏡野町	
	新発田市	広島県	福山市
	十日町市	山口県	下関市
富山県	村上市	徳島県	防府市
	佐渡市		三好市
	魚沼市		高松市
福井県	高岡市	香川県	三豊市
	小矢部市	高知県	多度津町
朝日町	大分県		香南市
石川県	勝山市	鹿兒島県	中津市
	金沢市		出水市

4

自治体へお願いしていること（市町村 P F）

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

…支援体制構築のための取組(★)

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

ひきこもり相談窓口の明確化・周知

速報値

神戸ひきこもり支援室

令和5年3月時点	自治体数及び割合
明確化済自治体数	1,429 / 1,741 (82.1%)
うち、周知自治体数	1,236 / 1,429 (86.5%)

- 【神戸市】神戸ひきこもり支援室（2020年2月設置）
- 【横浜市】横浜市ひきこもり支援課（2022年4月設置）（どちらも直営）
- 【広島県尾道市】ひきこもり支援ステーションみらサポ（2022年6月）（社協へ委託により設置）
- 【山梨県富士川町】ひきこもり相談センターここから（2021年4月）（NPO法人へ委託により設置）

支援対象者の実態やニーズの把握

令和5年3月時点	自治体数及び割合
実施自治体数	979 / 1,788 (54.8%)

- 【岩手県洋野町】平成26年10月～平成27年1月ひきこもり実態調査 民生委員・児童委員へのアンケート調査 15～64歳 「気になる人」→50人 全員へ訪問し状況確認
- 【東京都江戸川区】令和3年度「江戸川区ひきこもり実態調査」
・調査対象世帯 180,503世帯 回答57.17%
・ひきこもり当事者人数 9,096人

市町村プラットフォームの設置・運営

令和5年3月時点	自治体数及び割合
設置自治体数	1,205 / 1,741 (69.2%)

【栃木県那珂川町】

那珂川町役場内に「ひきこもり相談窓口」を設置、町内の関係機関とともに連携会議を開催している。

子ども、中高年等、世代間交流の拠点を活用し、家族支援、当事者支援、支援者支援、地域支援に取り組む。（拠点は週2回、通年設置）



【群馬県安中市】

安中市役所福祉課社会福祉係が中心となり、関係者連絡会を設置。事例検討会、研修会、講演会等を通じて、構成メンバーのスキルアップと連携体制の強化に取り組む。（3～4回

ひきこもり支援関係者連絡会メンバー



【その他】

- 小規模自治体（町村）においては、関係者間での協議体を設置せず、役場内の業務連絡会議等を「プラットフォーム」として位置づけ。（対外的に公表している）

就職氷河期世代支援について

I

課題

- いわゆる就職氷河期世代は、概ね1993年～2004年に学校卒業期を迎えた世代（2022年4月現在、**大卒で概ね40～51歳、高卒で概ね36歳～47歳**）であり、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代。
- これまで不安定な就労を繰り返しており、概して**能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。**
（原因）学卒時に不安定就労・無業に移行したことや、就職できても本来の希望業種・企業以外での就職を余儀なくされたことによる早期離転職等
- また、加齢（特に35歳以降）に伴い企業側の人事・採用慣行等により、**安定した職業に転職する機会が制約されやすい。**
- 不安定な就労状態にあるため、**収入が低く、将来にわたる生活基盤等が脆弱。**

II

これまでの経緯

- 平成31年3月27日及び4月10日、経済財政諮問会議において、安倍総理から「就職氷河期世代への対応が重要であり、活躍の場を更に広げるための3年間の集中プログラム」を取りまとめるよう指示。
- 令和元年5月29日、「**厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン**」をとりまとめ。
- 令和元年6月21日に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」における「**就職氷河期世代支援プログラム**」に上記プランの内容が盛り込まれるとともに、政府全体の目標として、「3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、**同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す**」こととされた。
- 令和元年7月31日、内閣官房が「就職氷河期世代支援推進室」を設置し、11月26日には、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム（議長：全世代型社会保障改革担当大臣、**副議長：厚労大臣**、構成員：関係大臣、支援団体、労使、地方の代表団体、有識者など）」を開催。
- 令和元年12月23日、就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において、「就職氷河期世代支援プログラム」に盛り込まれた各施策を具体化した「**就職氷河期世代支援に関する行動計画2019**」をとりまとめ。
- 令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、就職氷河期世代の就労や社会参加への支援について、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、**令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証のうえ、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げることとなった。**
- 令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において、「**就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023**」をとりまとめ。

Ⅲ 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度）
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（約40万人程度）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）（推計は困難）

Ⅳ 主な取組

➤ 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

- 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
- 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進

- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業を以下のとおり展開

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得支援を「出口一体型」で実施
- 短期資格等習得コースにおいて、働きながらでも受講しやすい土日、夜間等の訓練を提供
- トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充等

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーション（サポステ）において、支援対象を49歳にまで拡大し、相談体制を整備
- サポステから生活困窮者自立支援窓口や福祉事務所等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）の実施

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加え、社会とのつながりを回復できた好事例の周知
- 生活困窮者自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置するほか、生活困窮者の受入理解のある企業の開拓等
- 中高年のひきこもり状態にある者への就労に限らない多様な社会参加の場の確保等
- 8050問題等の複合的な課題を抱える世帯への他機関協働による支援体制の拡充

就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023の概要

(令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、令和4年度までの3年間の集中取組期間に続き、令和5年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援に取り組むとした方針に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加を支援する施策・事業の具体的内容を本行動計画において定め、着実な実行に取り組んでいく。

●プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 関係者で構成する全国プラットフォーム、都道府県・市町村プラットフォームの開催
 - ・毎年、全国プラットフォームにおいて取組状況をフォローアップし、施策の改善・見直しを実施
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、先進的・積極的な支援に取り組む自治体等を後押し



●相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
 - ・ハローワークにおいて就職氷河期世代の相談等に対応する専門窓口の体制を拡充。担当者によるチーム支援を実施
- 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立
 - ・業種ごとのきめ細かな就労支援等、キャリア形成・学び直し支援センター事業の推進、リカレント教育に関する大学等の取組の支援、地域のデジタル人材の育成・確保 等
- 企業への助成
 - ・企業への採用インセンティブのため、就職氷河期世代を雇用した場合等に助成金を支給

●個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチの展開
 - ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化
 - ・地域若者サポートステーションの支援の充実
- 支援の輪の拡大
 - ・身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実
 - ・地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの推進
 - ・8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進 等

・本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修及び支援者支援

●その他の取組

- ・就職氷河期世代支援に関する積極的な広報の実施
- ・国家公務員・地方公務員・独立行政法人等の中途採用の促進 等

ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への支援 ～就職氷河期世代支援 市町村プラットフォーム～

【市町村プラットフォーム】

社会参加に向けた支援を必要とする方を対象として、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つ。

※令和4年3月末時点の市町村プラットフォーム設置自治体数：1,003 市区町村

新たな会議体の設置を求めるものではなく、

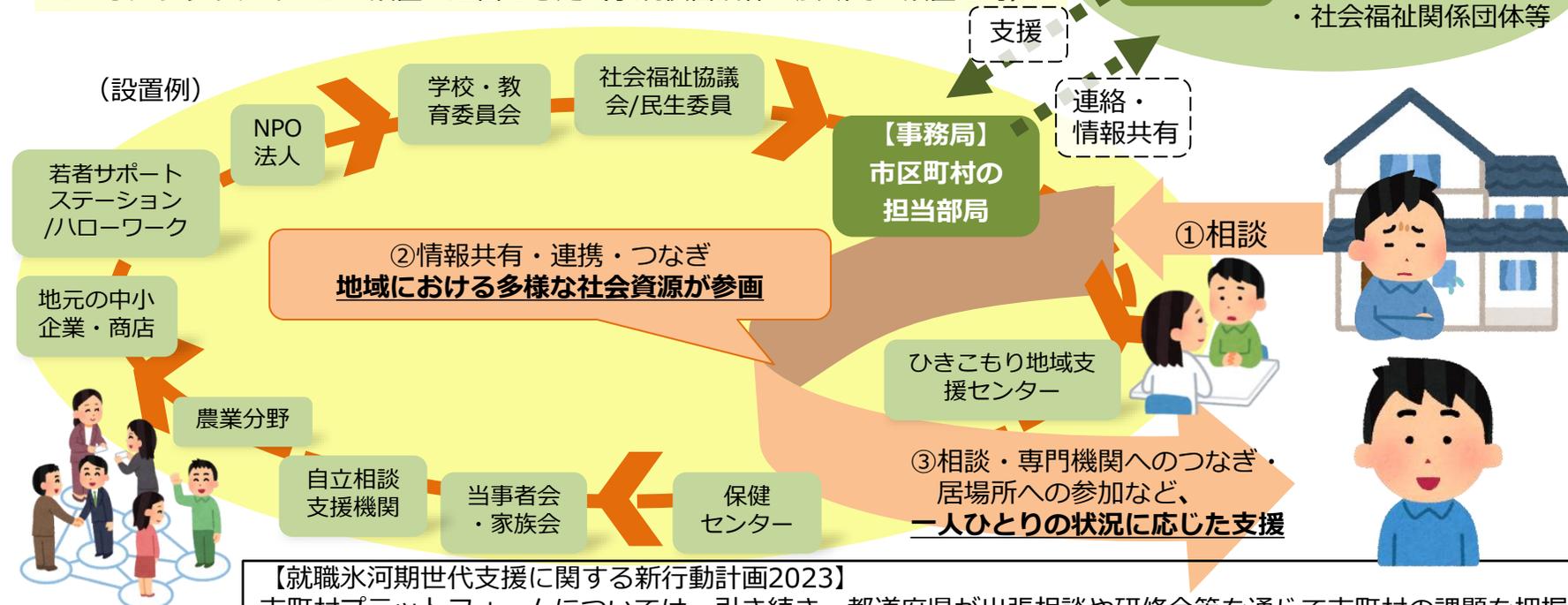
- ・既存の会議体の活用（自立支援調整会議、地域ケア会議等）
- ・各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築

によるプラットフォームの設置・運営を想定（小規模自治体は広域での設置も可）

都道府県プラットフォーム

都道府県
福祉部局

- ・都道府県労働部局
- ・経済団体
- ・社会福祉関係団体等



【就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023】

市町村プラットフォームについては、引き続き、都道府県が出張相談や研修会等を通じて市町村の課題を把握しつつ、その取組を促すとともに、小規模な自治体は広域で設置する等の工夫もこらしながら、「第二ステージ」において設置自治体を拡大すべく、未設置の市町村に対し要請していく。

5

ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援のヒント

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひきこもり状態にある方やその家族に対する支援のヒント

令和2年度厚生労働省委託事業「ひきこもり状態にある方の社会参加に係る調査・研究事業」報告書から抜粋

目的
支援のヒント～本人を中心にした支援や伴走型支援
よく出会う場面でのヒント

- 場面1 ひきこもり状態である本人につながることの難しさ
- 場面2 本人への支援の継続が難しかった
- 場面3 ご家族から理解や協力を得ることが難しかった
- 場面4 様々な理由から支援を継続することが難しかった
- 場面5 他機関の連携に課題を感じた
- 場面6 支援を担当する者が燃え尽きそうになった



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目的

ひきこもり状態の方やそのご家族に対する支援の選択の幅が広がることの助けになることを目指して作成しました
「支援の型」や「正解」をお示しするものではありません



作成にあたって

令和2年度ひきこもり状態にある方の社会参加に係る事例の調査・研究事業」において実施した行政機関等で支援に携わる方と対象としたアンケート調査の結果をもとに、有識者による検討を経て○**支援の仕組み作りの具体例**○**支援において対応が難しいと感じたり、学びや気づきが多いと感じたりすることが多い場面**を取り上げその場面への対応をヒントにとりまとめた、いわゆる**「ヒント集」**です。

実際の支援場面においては、個々の状況により何が効果的かは異なると思いますが、アイデアや発想を広げるためにご活用ください。

「ひきこもり経験者の社会参加の事例集」も作成 →



企画・検討委員会

朝日 雅也 (委員長)	埼玉県立大学保健医療福祉学部
伊藤 正俊	特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会
上田 正喜	堺市こころの健康センター
小野塚敬之	十日町市社会福祉協議会
福井 里江	東京学芸大学教育心理学講座

詳細は厚生労働省HPへ
ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般>ひきこもり支援推進事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index_00005.html

支援のヒント～本人を中心にした支援や伴走型支援～

支援において大切にしていることや、人材育成・引き継ぎ等で工夫していること（ソフト面）

本人を中心にした支援や伴走型支援

- 待つことや、本人が決定すること。
- 安心、安全（本人を脅かさない）であること。
- 本人や家族の話を聞き、当事者の思いを大切にしている。支援者の思いで動くことがないように気をつける。
- 本人に合った関わり方をオーダーメイドで考える。
- 本人が興味関心のあることやしてみたい事を大切にし、外出や食事など可能な限り本人と行う。
- その人にあった目標を考える。



家族へのアプローチに重点を置いた支援

- 本人と一番長くいるご家族をどう支えるか、どう支援するかが大切。家族支援に焦点を当てた方が本人支援につながる。
- 家族からのアセスメントを丁寧に行い、支援をどのように開始するかを家族と一緒に考える。
- 家族は長年抱え込み、迷いながらやっと相談に繋がったという場合も多く、家族の努力や長い歴史を労いながら信頼関係を構築する。
- 本人ができていることに商店を当て、家族が気が付きにくい小さな変化も共有する。

支援者のエンパワメント、職場内サポートなど

- 職員が支援に行き詰まりを感じるときは、適宜事例検討を行い、支援の振り返りを行う。
- 相談ケースを報告、共有し、困難な事例や対応に苦慮したケースを皆で話し合い、助言しあう。
- 相談員のメンタルが適切に維持されてこそ、当事者・家族の声に耳を傾け、助言ができるため、相談できる体制を作っている。

ピアサポーターの活用

- ピアサポーターとして活動していただくよう働きかけ、体験談を話していただく会の開催や、訪問に行って頂く。
- ピアサポーターに負担がないよう、毎回のサポーター活動の後に振り返りを実施し、今後の活用の参考にさせていただく。



その他、マニュアルやチェックリストの活用、
引き継ぎや情報共有も大切

よく出会う場面での対応のヒント

～場面1～ ひきこもり状態にある本人に繋がるのが難しい

- 【具体例】 ・ 家族との接点はあるものの、ひきこもり状態の本人が部屋から出ない。訪問を重ねても会えない
・ ひきこもり状態にあると聞いているが、どのように支援して良いか分からない

信じて長期的に支援する

- ・ 親と話す、部屋の前で何でもないこと（天気など）を話すといったことを繰り返し、手紙を差し入れたりしながら訪問を継続し、1～2年がかりで会えるようになった。**外出を促す、気持ちを聞くなど、本人の安全を脅かすような会話はしないほうが良い。**
- ・ 家庭での暮らしを安心安全なものにし、**家族や支援者が信じて待つ**ことが大切。
- ・ 1回の訪問で諦めず、電話連絡や定期訪問など家族とのつながりを継続し続ける。



会えない場合は手紙で伝える

- ・ 手紙のやりとりから出向くようになったケースがある。
- ・ 本人の興味関心のあるものに関しての手紙を送り、いつでも相談に乗ると**継続して伝え続けた。**
- ・ 会えなくても、手紙で支援者において知ってもらおう。



詳細は厚生労働省HPへ

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保護・福祉一般> ひきこもり支援推進事業



6

生活困窮者自立支援制度の取組

2

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

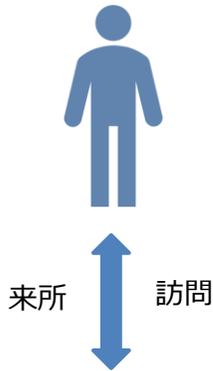
就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者



支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。

生活困窮者自立支援制度の体系



包括的な相談支援
(自立相談支援機関)

本人の状況に
応じた支援

◆ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,388機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた
手厚い支援が必要

□ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

□ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

緊急に衣食住の
確保が必要

□ 一時生活支援事業

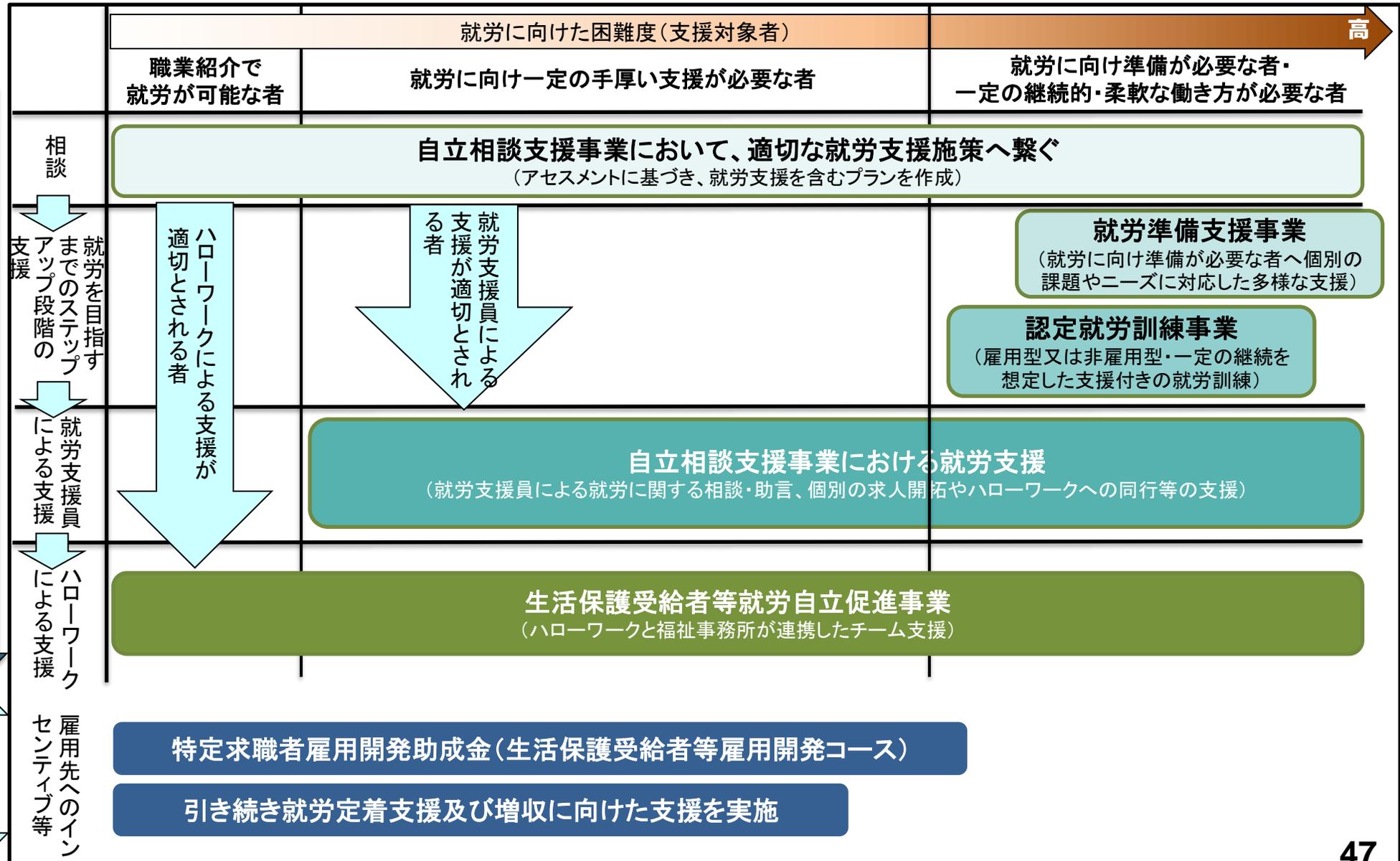
- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

子どもに対する
支援が必要

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

生活困窮者に対する就労支援の全体像



就労準備支援事業

【実績】

- ・622自治体(77%) (R4)
- ・利用4,463件 (R3)

対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

支援のイメージ

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、社会(就労)生活の基礎能力の形成に向け、計画的かつ一貫した支援を実施(最長1年)。

対象者の様々な状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手(避けてしまう)
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足 等

×

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立を想定した多様な支援メニュー
- 通所、合宿等の様々な形態で実施

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加 等

(生活・健康講座) (農作業体験) (封入作業) (PC講座) (就職面接等の講座)



期待される効果

- **社会(就労)生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。**

生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について

両機関がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両機関において支援方針の摺り合わせを行った上で、就労体験やボランティア活動等、多様な参加の場や就労の場を準備し、ひきこもり状態にある者を受け止める場を充実させることが重要である。

生活困窮者自立支援制度



地域共生社会への取組

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画



農林



環境



産業



交通

.....

平成29年改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

「重層的支援体制整備事業」の創設

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

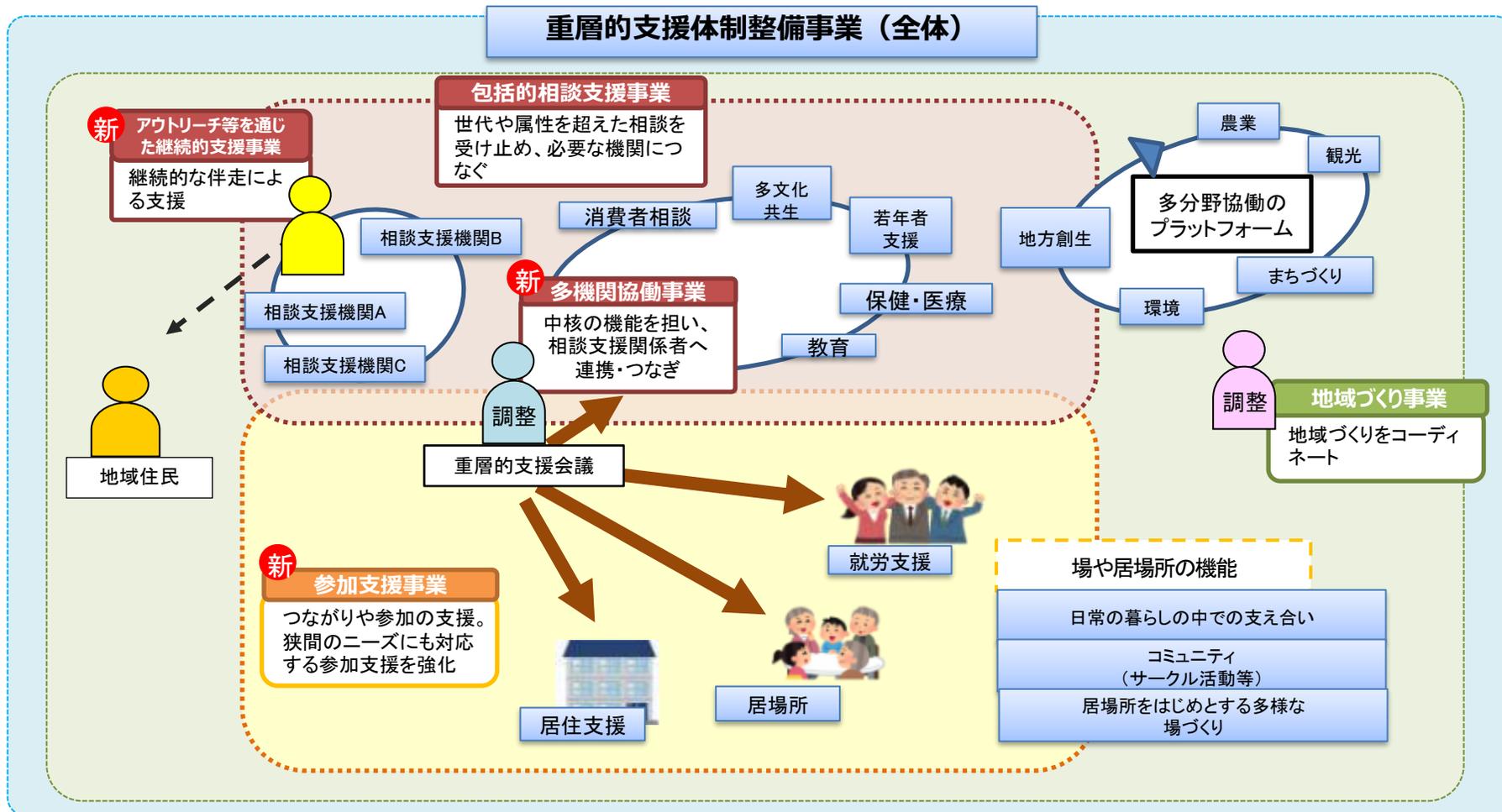
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



令和5年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体 (令和4年11月調査時点)

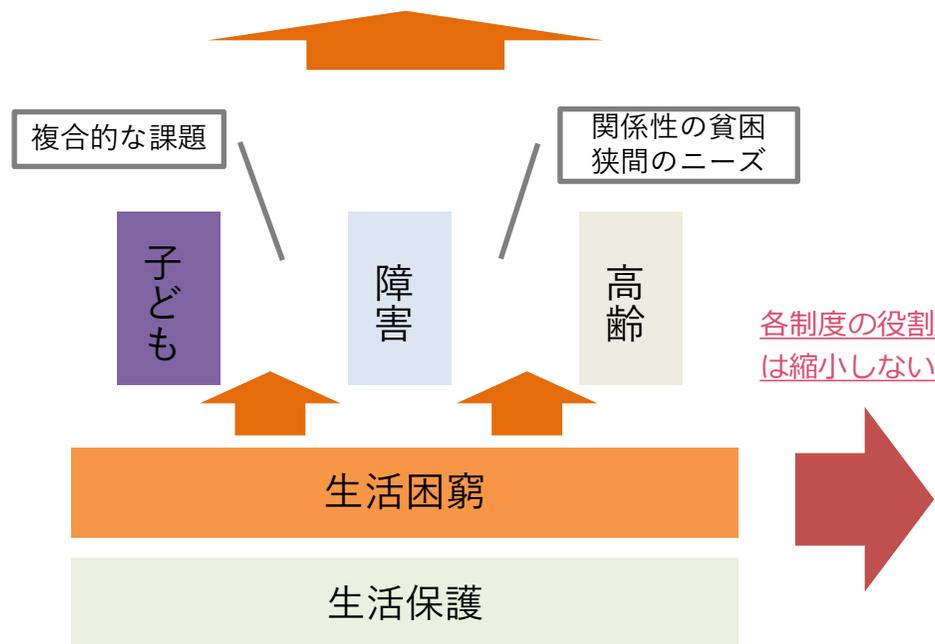
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名												
北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	山梨県	山梨市	大阪府	大阪市	徳島県	小松島市	大分県	大分市												
	登別市		川口市		南アルプス市		堺市		阿南市		別府市												
	黒松内町		行田市		中央市		貝塚市		北島町		日田市												
	京極町		鴻巣市		長野市		守口市		丸亀市		佐伯市												
	東川町		久喜市	岡谷市	河内長野市		坂出市	宇佐市															
	斜里町		北本市	駒ヶ根市	泉南市		綾川町	由布市															
	白老町		富士見市	小海町	熊取町		琴平町	国東市															
	本別町		吉川市	下諏訪町	千早赤阪村		伊予市	日出町															
厚岸町	白岡市	富士見町	西宮市	四国中央市	玖珠町																		
青森県	平内町	千葉県	小鹿野町	長野県	原村	兵庫県	西脇市	愛媛県	愛南町	宮崎県	延岡市												
	今別町		千葉市		箕輪町		川西市		室戸市		えびの市												
	蓬田村		野田市		飯島町		小野市		安芸市		高鍋町												
	外ヶ浜町		君津市		中川村		三田市		須崎市		新富町												
	西目屋村		浦安市		松川町		丹波篠山市		四万十市		都農町												
	藤崎町		袖ヶ浦市		大垣市		養父市		香南市		門川町												
	大鱒町		中央区		恵那市		丹波市		奈半利町		美郷町												
	田舎館村		文京区		美濃加茂市		たつの市		北川村		鹿兒島市												
板柳町	品川区	郡上市	上郡町	馬路村	鹿屋市																		
岩手県	釜石市	東京都	目黒区	岐阜県	海津市	奈良県	桜井市	高知県	土佐町	鹿児島県	いちき串木野市												
	東松島市		杉並区		神戸町		生駒市		いの町		志布志市												
宮城県	富谷市		練馬区		安八町		香芝市		仁淀川町		福岡県	飯塚市	佐賀県	上峰町	長崎県	長崎市							
	大河原町		葛飾区		坂祝町		宇陀市		佐川町			筑後市		佐世保市									
	秋田県		鹿角市		江戸川区		静岡県		御殿場市			越知町		飯塚市		平戸市	熊本県	西原村	山口県	西原村			
にかほ市			三鷹市		浜松市		伊豆市		日高村			筑後市		合志市		徳島県		徳島市		香川県	高松市		
井川町			青梅市		富士市		清水町		四万十町			大川市		宇城市				高知県			高知市	愛媛県	松山市
大潟村	町田市		焼津市		長泉町		北九州市		小都市			天草市		徳島県							徳島市		香川県
鶴岡市	小金井市	藤枝市	小山町	福岡市	宗像市	天草市	徳島県	徳島市	香川県	高松市													
酒田市	小平市	御殿場市	吉田町	福岡市	古賀市	天草市		徳島県		徳島市		香川県									高松市		
天童市	国立市	伊豆市	名古屋市	飯塚市	うきは市	天草市				徳島県	徳島市		香川県		高松市								
遊佐町	福生市	清水町	豊橋市	筑後市	大刀洗町	天草市					徳島県				徳島市						香川県		
福島県	会津若松市	多摩市	長泉町	新宮市	飯塚市	筑後市									天草市		徳島県		徳島市				
	郡山市	横須賀市	小山町	八頭町	飯塚市	筑後市									天草市	徳島県			徳島市	香川県			
	いわき市	平塚市	吉田町	湯梨浜町	飯塚市	筑後市									天草市			徳島県	徳島市			香川県	
白河市	厚木市	名古屋	琴浦町	飯塚市	筑後市	天草市								徳島県	徳島市				香川県				高松市
川俣町	座間市	豊橋市	白吉津村	飯塚市	筑後市	天草市	徳島県		徳島市						香川県								高松市
榑葉町	大井町	一宮市	日吉津村	飯塚市	筑後市	天草市		徳島県	徳島市			香川県											高松市
栃木県	鹿沼市	新潟県	新潟市	愛知県	蒲都市	岡山県			倉敷市	佐賀県			上峰町										長崎県
	日光市		三桑市		犬山市				笠岡市		佐世保市		佐世保市										
	小山市		柏崎市		小牧市				総社市		平戸市		平戸市										
	那須塩原市		見附市		阿久比町				備前市		五島市		五島市										
	さくら市		村上市		鈴鹿市				矢掛町		西海市		西海市										
	那須烏山市		関川村		紀宝町				西粟倉村		佐々町		佐々町										
	下野市		高岡市		大津市		西粟倉村		山鹿市		山鹿市												
	上三川町		射水市		近江八幡市		竹原市	菊池市	菊池市														
芳賀町	輪島市	栗東市	尾道市	宇土市	宇土市																		
壬生町	白山市	湖南市	福山市	宇城市	宇城市																		
高根沢町	野々市市	東近江市	大田市	天草市	天草市																		
那珂川町	勝山市	豊郷町	府中町	合志市	合志市																		
桐生市	鯖江市	福知山市	坂町	菊陽町	菊陽町																		
沼田市	越前町	舞鶴市	下関市	西原村	西原村																		
高山村	美浜町	亀岡市	山口市	御船町	御船町																		
東吾妻町	おおい町	京丹後市	美祢市	嘉島町	嘉島町																		
明和町		精華町		山都町	山都町																		
千代田町				相良村	相良村																		
大泉町																							

令和4年11月現在 293自治体
 令和4年度移行準備 183自治体
 ※ 4年11月時点のものであり、
 変更の可能性があります。

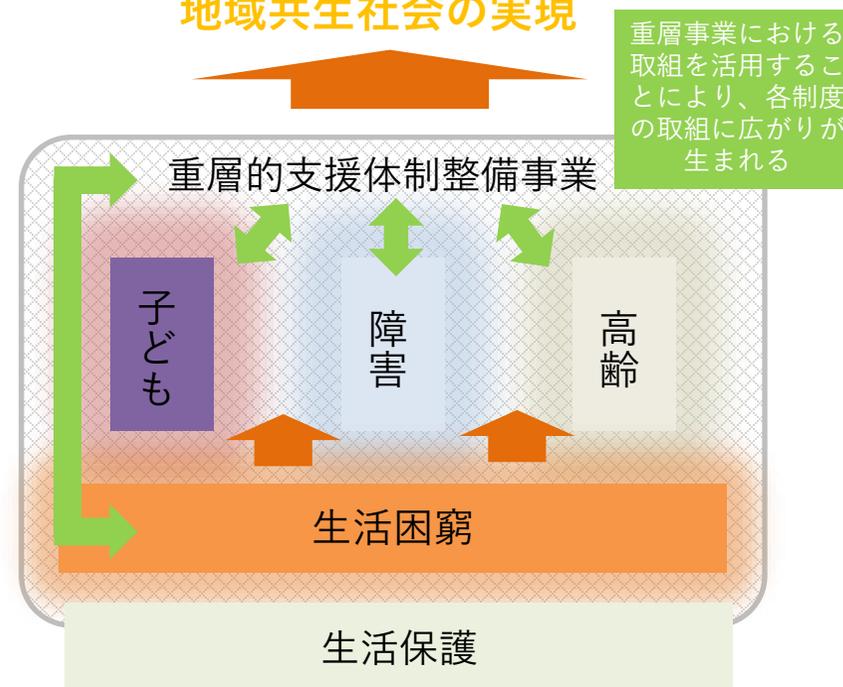
生活困窮者自立支援制度との関係性

- 地域共生社会は、生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであることから、生活困窮者自立支援制度は、重層事業の中核となる重要な制度である。
- 重層事業は、一体的実施の対象とされた各事業の機能を代替するものではなく、従来のどの制度でも対応が難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度間の連携を容易にすることにより、市町村における包括的な支援体制を整備するものである。
- 他方で、重層事業における参加支援事業や地域づくり事業等の取組を活用することにより、生活困窮者自立支援制度としても各事業の取組や支援方法等に広がりが生まれる。

地域共生社会の実現



地域共生社会の実現

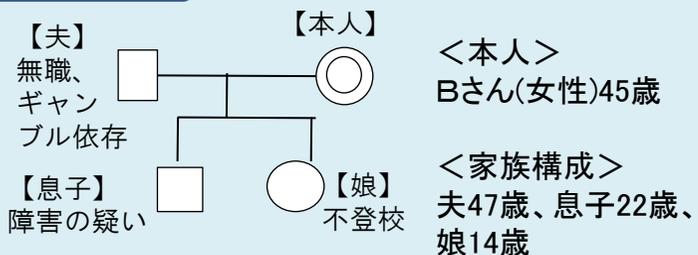


参考

【参考】ひきこもり支援事例



家族構成



支援のきっかけ

- 娘(14歳)が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母(本人)に連絡。
- 担任教諭が母(本人)と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話しを聞いた担任教諭は、母(本人)の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。



<家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす>

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

(本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
(夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
(息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
(娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
(地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

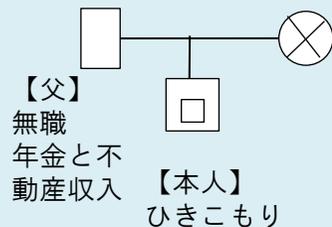
<多機関との連携による支援>

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

家族構成



<本人>
Aさん(男性)51歳

<家族構成>
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、**部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築**。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、**長くひきこもっていたため自信が持てない**とのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。



効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。**
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。**

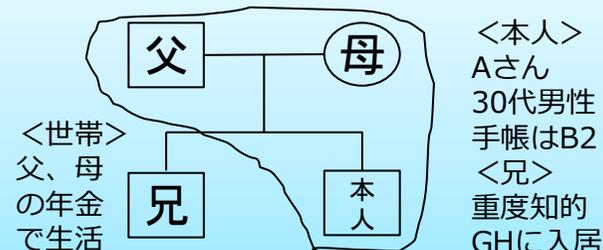
障害者基幹相談支援センターによるひきこもり支援事例

支援のきっかけ

○母から、大学中退後数年間ひきこもり状態となったAさんの将来を心配し、兄が利用するサービス事業所へAさんの支援を相談したことで、基幹相談支援Cに繋がる。

○これまで、家庭内では重度の兄への対応が中心であり、Aさんは苦しみながらも学校（小・中・高）を休まず、一人取り残された状態だった。大学にも入学したが、大学3年の就職に向けた面接の授業で限界となり、以降ひきこもり状態となる。

世帯構成



支援内容

<支援開始>

- Aさんの将来を案じた両親が「就職させたい」という思いで、基幹相談支援センターに相談した。初めて基幹相談支援センターに来所した本人は、数年ぶりの家族以外との関わりに緊張し、身を抱え歯がガタガタと震える状態だった。

<Aさんへの支援>

- 長いひきこもり状態で不眠等があり、医療機関の受診と服薬を目標に相談を開始。当初は母親同席のもと、本人が苦しんできた過去の出来事や今の気持ちを面接で丁寧に聞き取っていく。服薬により落ち着いたため、まずは生活リズムを整え起床、食事、就寝など、一つずつ本人が出来ることを増やす支援を開始。
- 最初の面接から5～6年の間、相談員は月1回の面接で、本人が実施した日課や取組を認め、自己肯定感を少しずつ高めていく支援を実施してきた
- 現在はAさん一人での面談に切り替え、面談から作業（プラモデル作り、PC）、基幹相談支援センターのデータ入力を有償ボランティア（500円）として始めるところまでステップアップした。

<父・母への支援>

- Aさんとの家庭内での会話や、日課への取組を認める関わりを実践していただいた。



支援の特徴

- ★最初の面談ではガチガチに緊張し、苦しかった過去や自己否定的な発言ばかりだったが、面接で一つずつ丁寧に訴えを聞き、アセスメントを通して、Aさんの理解に努めた。Aさんが取り組んだこと、出来たことを一つずつ「すごいですね」「できましたね」と認め、自己肯定感を高める支援を中心に行ってきた。
- ★ひきこもり状態であるが、障害のある人への相談支援と基本的な対応は同じで、「人としての理解」、スモールステップの目標設定と、「次の一手への見極め」のタイミングを図りながら支援している。

自治体の取組例（抜粋）

- ・ひきこもり地域支援センターの取組（大分県）
- ・都道府県による取組（兵庫県）
（高知県）
- ・市町村による取組（福岡県北九州市）
（北海道函館市）
（岩手県洋野町）
（東京都文京区）
（東京都日野市）

その他

下記自治体の取組例は厚生労働省HPを参照

- ・ひきこもり地域支援センターの取組（堺市）
- ・教育分野と福祉分野の連携（滋賀県）
- ・就労分野と福祉分野の連携（大阪府豊中市）
- ・農業分野と福祉分野の連携（高知県安芸市）
- ・市町村による取組（福岡県北九州市）
（北海道石狩市）
（愛知県豊明市）
（岡山県総社市）
（山口県宇部市）
（徳島県三好市）

ひきこもり地域支援センターの取組例(大分県)

○平成19年度に設置した「青少年自立支援センター」を、平成21年度からひきこもり地域支援センターとして運営。
平成29年度からはNPO法人おおいた子ども支援ネットに委託して実施。

○平成27年度に、ニートやひきこもり、就労等社会的自立に対するワンストップ窓口として、「おおいた青少年総合相談所」を設置。

※子ども・若者総合相談、ひきこもり地域支援センター、サポステ、児童養護アフターケアセンターを一体的に運営。

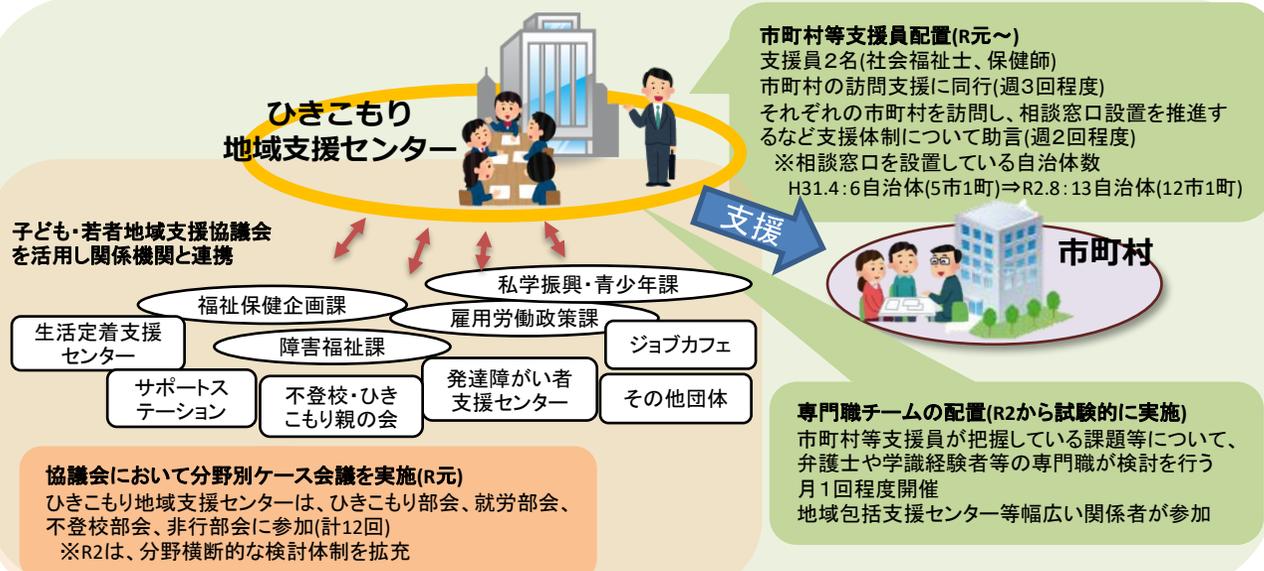
○平成29年度から令和元年度にかけて、県単独の委託事業として、「不登校・ひきこもり親の会」の新規立ち上げ・運営支援を実施。

※生活圏域の中で親の会に参加できるように、新規立ち上げを推進。(H28: 11団体⇒R元: 15団体) 全15団体が参加し情報交換等を行うネットワークが活動中。



おおいた青少年総合相談所

大分県のひきこもり支援体制図 人口：112.7万人(R2.4時点) 18市町村(14市、3町、1村)



相談実績(R元)
※延べ件数

電話相談：862件
来所相談：277件
訪問支援件数：211回
実訪問人数：63人

サポーター活動支援(R元)

サポーター養成研修を県主催で実施(計3回)
2回以上受講者⇒サポーター登録
R元登録者数：30名
市町村ごとに派遣可能なサポーターリストを作成し、市町村に提供。
自治体が独自で行う研修会等に活用。

居場所の取組事例

自助グループ「フリーダム」
大分県「こころとからだの相談支援センター」内で活動
当事者が自主的に運営
フリートーク、映画鑑賞など
月1回、参加料無料



ひきこもり実態調査結果(H30.4実施)

調査方法：

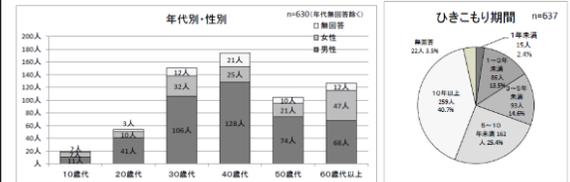
県内の担当地区を持つ民生委員・児童委員全員に対するアンケート

調査結果:(有効回収率69.9%)

該当者総数：637人

人口に占める割合：0.06%

※内閣府調査：0.9%(狭義)



ひきこもり状態にある方の高齢化、長期化の傾向が見られる

⇒県庁関係部局から構成されるひきこもり対策プロジェクトチームを設置(H30.8-H30.12)

- ・相談機関の役割の明確化と相談支援の充実
- ・市町村等地域との連携
- ・支援の充実と関係機関とのネットワークの強化を図る

都道府県におけるひきこもり支援の取組例（兵庫県）

- 兵庫県では、平成26年度に男女青少年課が所管するひきこもり地域支援センター（兵庫ひきこもり相談支援センター）を設置した。さらに、社会情勢に鑑み、総合的な支援を推進するため、令和元年度に障害福祉課(精神保健福祉センター)が所管するひきこもり地域支援センター（兵庫県ひきこもり総合支援センター）を追加設置した。県のひきこもり施策のとりまとめを障害福祉課が担っている。
- 障害福祉課、精神保健福祉センター、男女青少年課がそれぞれ異なる経緯でひきこもり支援を実施しており、多数の相談窓口がある。相談者の状況やニーズに応じ、適切な支援につながるような体制を作っている。

【兵庫県の主なひきこもり支援施策】（R4年度）



区分	施策	所管課
ひきこもり地域支援センター	兵庫県ひきこもり総合支援センター	障害福祉課(精神保健福祉センター)
	兵庫ひきこもり相談支援センター	男女青少年課
研修・人材育成	市町職員を対象とした支援の合同研究会	障害福祉課
	思春期関連問題研修会	精神保健福祉センター
	介護支援専門員への研修	障害福祉課
支援	アウトリーチ支援員の設置	福祉部地域福祉課
	関係機関の技術支援	精神保健福祉センター
連携強化	ひょうごユースケアネット推進会議	男女青少年課
	地域ブランチ主催の支援機関連携会議	男女青少年課
居場所の設置	居場所の設置	精神保健福祉センター、兵庫県ひきこもり総合支援センター
	電子媒体による居場所の設置	障害福祉課
家族会支援	家族教室の開催、家族会の支援	精神保健福祉センター
情報提供	兵庫ひきこもり情報ポータルサイト	障害福祉課
	ホームページ開設、啓発冊子作成、関係機関広報冊子等への情報提供・助言	精神保健福祉センター

【各センターの主な業務】

区分	兵庫県ひきこもり総合支援センター	兵庫ひきこもり相談支援センター			
実施	委託 (精神保健福祉センター内に設置)	ひょうごユースケアネット推進会議	委託 (公財)兵庫県青少年本部)	委託 (各地域ブランチ)	県立神出学園 (不登校等の生徒向け フリースクール)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり支援相談員の配置（来所相談、市町等へ訪問による助言・指導） ひきこもり電話相談員の配置 困難事例等発生時の関係機関連携調整 居場所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 支援機関情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ほっとらいん相談 	<ul style="list-style-type: none"> 面接相談 訪問支援 地域相談会 電話相談 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ブランチへの専門的助言 訪問支援の必要性判断 困難事例の面接相談

都道府県におけるひきこもり支援の取組例（高知県）

- ひきこもりの背景には様々な要因があることから、福祉の総括部署である地域福祉政策課で業務を担当。
- 令和3年度に県内全市町村にひきこもりの相談窓口が設置され、市町村がひきこもり支援に携わる場面が増えたことから、ひきこもり地域支援センターでは、地域支援を重点的に実施。
- 県内5カ所にある県福祉保健所にて、ブロック毎に好事例の共有や勉強会を行い、地域資源の活用や近隣自治体との連携を促進。
- 相談窓口の多様化を図りより相談しやすい環境を整えるため、令和2年度から県委託事業「ひきこもりピアサポートセンター」を開設。

【高知県地域福祉政策課】

- ・ 民生委員を対象とした実態把握調査【R2】（調査方法：アンケート調査、調査の結果：県内のひきこもり当事者692人を把握）
- ・ 有識者による施策検討の場（検討委員会）の設置（年2回開催）

【高知県のひきこもり支援イメージ】 ※（ ）内はR3年度実績

【高知県ひきこもり地域支援センター】

地域支援を強化！

- ・ 人材養成研修（年4回開催、391名参加）
- ・ 普及啓発事業（年1回開催、64名参加）
- ・ 市町村等ケース会への参加・助言（年31回参加）
 - ・ **ブロック別連絡会の実施**（年3回開催）
 - ・ **支援機関同士の連携支援**（随時）

- 【県福祉保健所(5カ所)】**
- ・ **ブロック毎の連携支援**
 - ・ **地域支援活用への支援**（各所 年2回程度）

- 【市町村】**
- ・ **相談支援**
 - ・ **アウトリーチ**

ひきこもりの人
家族

【ひきこもり
ピアサポート
センター】

【ひきこもりピアサポートセンター】

- 委託先
全国ひきこもりKHJ親の会高知県支部
やいろ鳥の会
- 拠点：2カ所
（高知市・宿毛市）
- 業務：相談支援
アウトリーチ



高知ひきこもりピアサポートセンター本部

上記機関の他、保健・医療・教育・就労等、幅広い機関や団体と連携し、役割分担をしながら支援を実施。

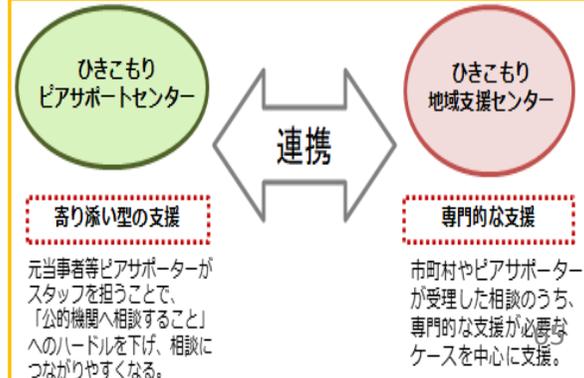
県組織	担当業務
子ども・福祉政策部 地域福祉政策課	予算確保、施策の企画、事業の委託、補助事業、関係機関調整など
ひきこもり地域支援センター	相談支援、地域支援、研修会実施など
各福祉保健所	相談支援、管内市町村の連絡会実施など

県の体制



人口・・・675,120人（男319,221人、女355,899人）
世帯・・・314,246世帯 ※令和4年11月1日現在

ピアサポートセンターとの役割分担



- ひきこもり対策事業：北九州市立精神保健福祉センターが平成14年度から「こころの健康づくり事業」の一環として取り組み開始。平成22年度からは「社会的ひきこもり対策事業」として実施。
- ひきこもり地域支援センター運営事業：平成21年10月にひきこもり地域支援センター開設(業務委託)。
- ⇒ 北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」について：【令和3年度】職員数3.5名（臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士などの資格を有する）。【令和3年度】延べ相談件数2,065件(電話・来所・訪問・その他の方法での相談)。

北九州市は、福岡県の北部、九州最北端に位置し、関門海峡を隔てて本州に面するまちです。

人口・・・923,793人
 男・・・435,954人
 女・・・487,839人
 世帯・・・438,118世帯
 ※令和4年11月1日現在
 出典：北九州市令和4年度推計人口

【ひきこもり対策事業】

- ひきこもり家族教室
- ひきこもりを考える集い
- ひきこもり支援者研修会
- ひきこもり支援実務者連絡会

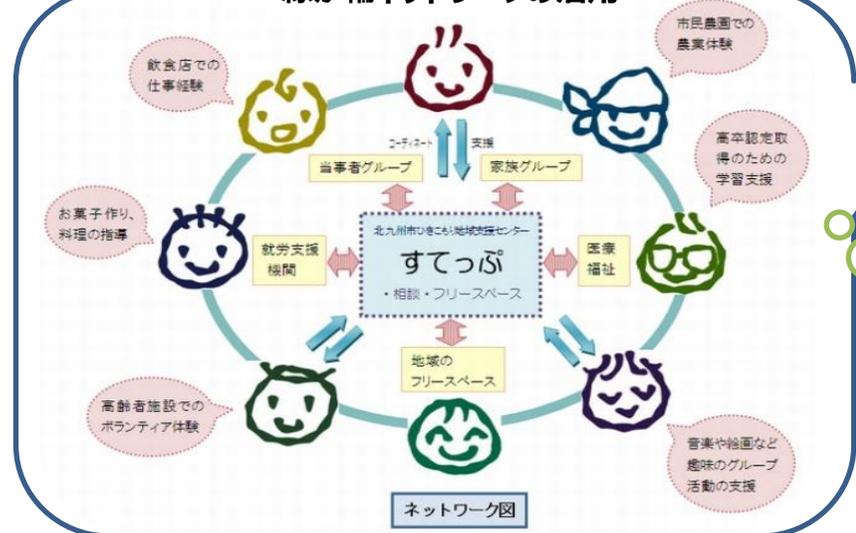
北九州市立
精神保健福祉センター

【ひきこもり地域支援センター運営事業】

- ひきこもりのご本人、ご家族等を対象に、電話、来所、訪問等による相談
- 相談内容に応じて、医療、保健、福祉、教育、労働等の適切な機関へのつなぎ
- 関係機関との連携体制の構築
- ひきこもりに関する普及啓発
- ひきこもり対策に関する情報発信

北九州市ひきこもり地域支援センター
「すてっぷ」※NPO法人に業務委託

縁が輪ネットワークの活用



ギラヴァンツ
オープンマインドプログラム

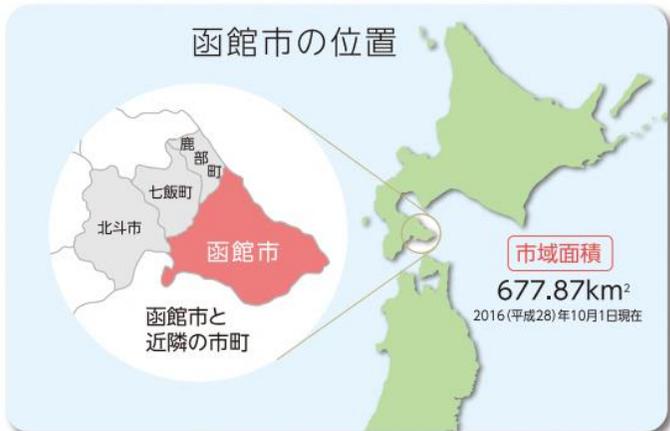
- プロサッカークラブ「ギラヴァンツ北九州」の協力を得て開催
- ひきこもり状態にあるご本人を対象とし、社会参加の機会を提供
- スポーツを「観る、する、支える」体験を通じて体と心を温めるプログラム

【縁が輪ネットワークとは】

地域で活動をしている支援者の方の横のつながりの強化を目的に設置された地域支援者ネットワーク。様々な経験と生きる知恵を持っている地域の人たちとのご縁とご縁をつなぎ、その輪の中心で若い芽が育つ地域づくりをめざしている。

市町村におけるひきこもり支援の取組例（北海道函館市）

- 令和4年4月に、介護保険法の地域包括支援センターを機能拡充し、市独自の呼称・定義による「福祉拠点」として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関を地域包括支援センターに併設（民間に委託）する形で市内10カ所に開設した。
- 地域包括支援センターは、これまで民生委員や町会などの地域の関係者等と連携を図ることで地域に浸透し、高齢者支援において大きな役割を果たしてきた経緯があり、社会資源としてこの活用をさらに進める観点から、自立相談支援機関を併設し機能を拡充して「福祉拠点」として位置付けるに至った。



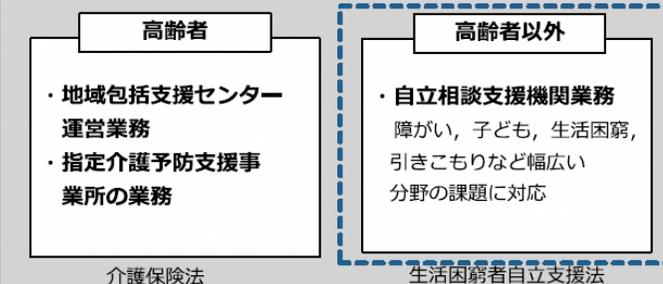
○ 市民を見守り支える地域の基盤として、包括的な身近な相談支援の窓口となる「福祉拠点」を市内10カ所に設置

※「福祉拠点」は、函館市独自の定義・呼称

福祉拠点のイメージ

福祉拠点とは、令和4年4月1日から、高齢者だけでなく、全世代の相談支援を行う、函館市の新しい地域包括支援センター

函館市地域包括支援センター〇〇



人口・・・245,006人
男・・・111,518人
女・・・133,488人
世帯・・・140,326世帯
※令和4年10月末現在
(外国人を含む)

函館市は、渡島半島の南東部に位置し、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、西は北斗市・七飯町・鹿部町と接しています。

従前の地域包括支援センター

【福祉拠点の特徴】

- 高齢者部門（介護保険法）
 - ◆ 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー：計5～7名
- 自立相談支援部門（生活困窮者自立支援法）
 - ◆ 主任相談支援員：1名（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士）
 - ◆ 相談支援員兼就労支援員：2名（上記資格のほか社会福祉主事、相談支援業務経験者等）
- 委託先：社会福祉法人、医療法人
- 集いの場：地域の関係者が困っている方の情報を共有することが目的

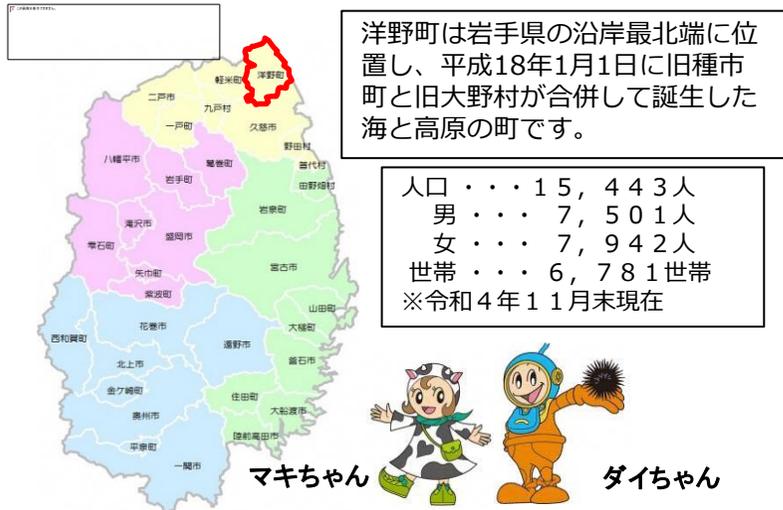
10カ所（各3名）
計30名

【福祉拠点によるひきこもり支援】

- 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援
 - ◆ 幅広い相談支援が可能
 - ◆ 生活保護に至る前段階の支援
 - ◆ 第2のセーフティネット
 - ◆ 困窮する「おそれ」のある方も対象
- 従前の地域包括支援センターに併設するメリット
 - ◆ 高齢者支援を通じて8050世帯を把握できる
 - ◆ 高齢者支援ならではのアプローチのしやすさ
 - ◆ 80世代に介護支援、50世代に就労やひきこもり、生活困窮、障がいなど、まとめて相談対応することが可能

市町村におけるひきこもり支援の取組例（岩手県洋野町）

- 平成22年に洋野町保健センターががん検診率向上を目指し、保健推進委員を通じて未受診者への受診勧奨と未受診理由を調査した。その結果、身体や心に問題を抱えている人がいることが分かった。平成23年の東日本大震災の発生後、洋野町でも心のケアを行うべきではないかという思いから、洋野町保健センターで検診に合わせて「こころの健康調査」、いわゆる「うつスクリーニング」を実施した。
- 平成24年秋頃より、久慈保健所・岩手県ひきこもり支援センターなどからも協力を得て、気になる家庭へケアマネージャーとしての家庭訪問や包括的な相談業務を開始した。
- 平成26年度より、洋野町でひきこもり対策推進事業が開始され、地域包括支援センターで実態調査を実施した。これにより多くの問題が内包されている事実が浮かび上がり、この結果を受けて平成27年度から事業が本格化した。



申し込み不要です。
直接お越しください♪



<取り組んでいること> ※（ ）内はR3年度実績

- 家庭訪問、相談対応（実37人延90人）
- 相談窓口の周知（2ヶ所）
- 就労支援（職親11事業所）
- 居場所づくり
 - 『すずらの会』（11回延38人）
 - 『Café 151』（12回延55人）
- 普及啓発講演会
- ひきこもりサポーター養成研修

※2018（H30）年度から、NPO等へ事業を委託し、連携しながら取り組んでいる。



【ひきこもり支援に関する連携先】

- 保健センターなど庁内各課
- 学校などの教育関係
- 保健所
- 社会福祉協議会
- 職親（企業、商店）
- 中央大学 山科満教授
- 病院
- 民生委員
- 岩手県ひきこもり支援センター
- 若者サポートステーション

など



市町村等におけるひきこもり支援の取組例（東京都文京区）

- 令和元年8月頃からひきこもり支援体制の検討（ひきこもり相談に関わる所管や支援関係機関の課長級で構成する「ひきこもり等自立支援会議」や係長級職員で構成する「ひきこもり支援従事者連絡会」等）を開始。
- 8050問題への対応として、区がこれまで行ってきた若年層を対象とするひきこもり等自立支援事業（STEP）と生活困窮者自立支援相談事業をベースに、全世代を視野に入れた相談体制を構築することとした。
- 相談支援体制の主軸となり、ひきこもり等自立支援会議等の事務局を担うセンター機能が必要との考えから「文京区ひきこもり支援センター」を令和2年4月に開設。
- 令和2年4月に生活福祉課を所管課として、上記の「STEP（委託）」と「文京区ひきこもり支援センター（区直営）」の2つを「文京区版ひきこもり総合対策」に位置づけ開始。同総合対策では、予防から支援まで、多様な相談窓口や関係機関の連携による一元的な支援体制を構築し、課題の早期発見や個々人の状況に沿った適切な支援につなげることを重点目標としている。ひきこもりに関する総合相談窓口の機能や区内の支援体制の構築は事務局であるセンターが担い、定期的な相談や居場所運営等は委託事業者が行っている。

文京区は、江戸の面影を残す史跡や文化遺産の多い、歴史的なまちであり、伝統ある大学や多くの学校のある文教の地として知られています。また、小石川後楽園や六義園などの庭園や比較的大きな公園が多く存在し、東京の都心に近接しながらも、落ち着いた雰囲気の魅力の緑豊かな都市環境を形成しています。

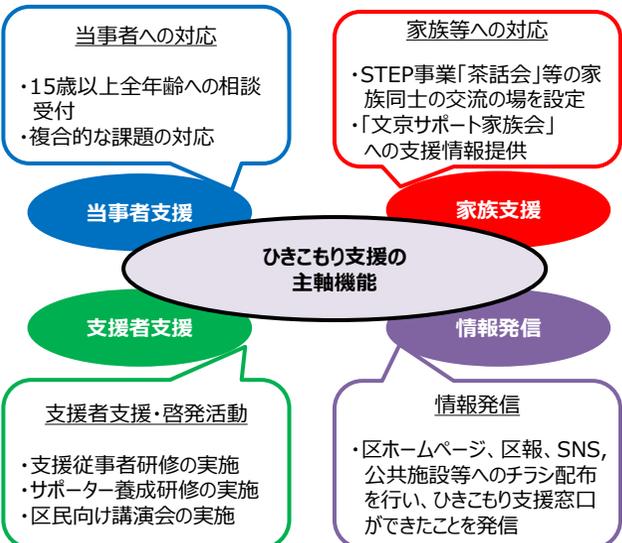


歴史と文化と緑に
育まれた、みんなが主役の
まち「文の京」

人口・・・229,828人
男・・・109,259人
女・・・120,569人
世帯・・・126,621世帯
※令和4年11月1日現在
(外国人を含む)



【ひきこもり支援センターの役割】

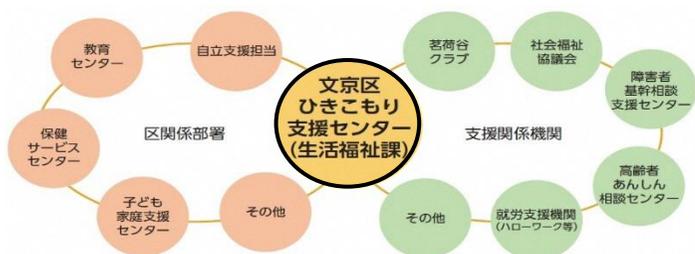


【ひきこもり支援の定義の検討】

ひきこもりの支援体制構築にあたり、文京区としてのひきこもり支援の定義を、支援従事者連絡会の委員で検討した。

「ひきこもりの定義」とは別に、「支援の対象」としては、**国のひきこもりの定義には含まれない方々も区のひきこもり支援の対象に含める**という形で合意形成した。

【ひきこもり支援センターを主軸とした支援ネットワーク】



【～STEP～ひきこもり等自立支援事業】

本人・家族が相談する	本人が 一歩踏み出す	本人が 社会に踏み出す	本人らしい 次のステップへ
ステージ1 相談 ◆ひきこもり相談 ・電話 ・来所 ・訪問 ・メール	ステージ2 いぼしょ ◆3つのスペース ・ほっとスペース ・SSTグループ ・ゆったりスペース ◆2つのコミュニティ ・女子会 ・よつば庵	ステージ3 つながる ◆社会参加体験活動編 ・ほっとスペース ・農業 ・中間的就労 ◆地域交流活動編 ・地域の祭事 ・カフェ ◆社会参加準備編	ステージ4 はたらくまなぶ ◆就労・就学 ・ジョブコーチ ・フォローアップ面談

- ・ひきこもりに関する30年以上の支援実績を有する公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブに委託し、平成26年4月から実施。
- ・委託開始当時の区の所管課は教育推進部児童青少年課だったが、令和2年4月からは福祉部生活福祉課が所管。
- ・令和2年4月以降は義務教育終了後の全年齢が支援対象。

市町村におけるひきこもり支援の取組例（東京都日野市）

- 平成20年度主要事業に「格差是正」を掲げ、生活保護や福祉制度などで救うことのできない方に対し、セーフティネット（安全網）を張っていくという取り組みが必要と考え、4月に「生活応援窓口」を開設、10月にあんしん生活総合相談窓口として「セーフティネットコールセンター」を開設した。
- 平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、「福祉の初期総合相談窓口」としてセーフティネットコールセンターを再構築した。新しく自立相談支援機関となった窓口は、未来を照らすという意味を込めて「みらいと」と命名された。ひきこもり支援は、セーフティネットコールセンター内のセーフティネット係が担当している。同係は、ひきこもり支援以外に自殺対策、孤立死・孤独死対策、子どもの貧困対策なども担当している。
- ひきこもり支援事業は平成26年より、「個別相談会」と「家族のつどい」を実施。令和3年度には、家族の方々が運営する「日野市ひきこもり家会」が誕生したことにより家族のつどいを終了。現在は、家族会との情報共有やセミナーの共催等で、家族会とともにひきこもりの問題に取り組んでいる。

【市の概要】

都心から西に35キロメートル、東京都のほぼ中心部に位置し、多摩川と浅川の清流に恵まれ、湧水を含む台地と緑豊かな丘陵をもつまち、それが私たちのまち日野です。

人口5万人で市制を施行したのは昭和38年ですが、現在の人口は18万人を超え、まだ増え続けています。そして平成25年には、市制施行50周年の節目を迎えました。



【ひきこもり支援事業業務委託】

個別相談会

- ・「オンライン」「市役所窓口」「出張」3種類の個別相談を実施。
 - ・分担：（セーフティネットコールセンター）相談の広報、予約、受付、大まかな相談内容の聞き取り、会場設定（委託先）相談員（社会福祉士・精神保健福祉士）による面接、訪問、緊急対応
 - ・実績（令和3年度）：相談者（当事者、家族、支援者等）延べ58人
- ※緊急を要する場合には、相談日以外の支援にも対応。

セミナー事業

- ・令和3年度は日野市ひきこもり家会と共催で開催。
- ・実施回数（令和3年度）：年2回
- ・対象：全ての方（コロナ禍前は申込不要、現在は感染症対策で事前申込制）
- ・参加者：（令和3年度第1回）43人、（第2回）32人（令和4年度第1回）29人、（第2回）実施前

居場所事業

- ・令和4年度から委託で実施
- ・市内の空き家を借り、ひきこもりだけでなく、生きづらさを抱えた方達が自宅以外での居場所を作れるよう、週に1回「居場所」を開催している。

福祉の初期相談窓口である「みらいと」には以下2つの相談窓口が設置されており、ここでもひきこもりの相談を受けている。両窓口は常に連携している。

- ・セーフティネットコールセンター（日野市役所2階）：R3ひきこもり相談10件
- ・サテライトセンター（社会福祉法人に運営を委託）：R3ひきこもり相談58件

<セーフティネットコールセンターへの相談数>

R1	6,963件	このうち、ひきこもり相談は66件
R2	13,759件	このうち、ひきこもり相談は67件
R3	10,141件	このうち、ひきこもり相談は68件

【人口】

187,391人（外国人住民3,451人含む）

【世帯数】

91,736世帯（外国人世帯及び混合世帯2,484世帯含む）

【日野市健康福祉部 組織図】

健康福祉部

福祉政策課
生活福祉課
障害福祉課
高齢福祉課
健康課

セーフティネットコールセンター
在宅療養支援課



(写真)窓口の様子

※セーフティネットコールセンターは日野市健康福祉部内の1つの課として存在している。

最新情報はこちらで確認を！

厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html



↑厚生労働省トップページの検索窓に「ひきこもり」を入れて

ひきこもりVOICE STATION

<https://hikikomori-voice-station.mhlw.go.jp/>

高橋みなみさんとの対談動画、当事者の声などを掲載



その他Youtubeでは、当事者・経験者による「**VOICE MUSIC**」も配信中

<https://www.youtube.com/@voicestation4467/videos>



ひきこもりVOICE STATION
@voicestation4467 チャンネル登録者数 1290人 47本の動画
今、ひきこもり当事者は、約100万人と言われています。 >

ご清聴ありがとうございました。

ひきこもり支援は、まだまだ始まったばかりです。
地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めながら
一歩ずつ着実に取組を進めていきます。

今後ともどうぞよろしくお願い致します。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
03-5253-1111 内線2218
chiikifukusi@mhlw.go.jp